

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
1	募集要項	3	2	2.6		表1	紫外線処理設備が、新たに追加されています。クリプト対策により追加されたものと推察します。当該原水から指標菌が検出された頻度をご教授ください。	原水から検出される指標菌は大腸菌と芽胞菌です。検出される頻度は、月一回の定期測定において必ず検出されています。
2	募集要項	5	2.	2.9			工事監理者の参加資格要件が記載されていないため、施工企業が実施するものと考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、No576、No577もご参照ください。
3	募集要項	5	2.	11		表5	設計完了前でも、貴市の承認により工事を令和3年10月より前に先行して着手することは可能ですか。	設計がすべて完了し市の承認を受けた後は、工事着手は可能となりますが、建築確認及び変更認可取得後等、必要な手続きが完了していなければ、工事に着手できません。
4	募集要項	5	2.	2.9			本事業の対象範囲について、「事業者は、建築基準法 第5条の6第4項に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うものとする」とありますが、新種の口浄水場・新常盤坂増圧ポンプ場の機械設備工事、電気設備工事については対象外との理解で宜しいでしょうか。	建築士法や工事監理ガイドライン（国土交通省）で定めている工事は対象となります。
5	募集要項	6	2.	2.13			「建設工事請負契約書（案）及び運転管理業務委託契約書（案）」とありますが、（案）のため、プロポーザル確定後の協議にて変更可能と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	契約書の内容について交渉を行うことは予定しておりません。金額等、未記入の部分については、協議により決定します。
6	募集要項	7	3.	2	1)	(2)	配置予定技術者とは、現場代理人、監理技術者、管理技術者、調査技術者他、本工事の設計・施工に従事予定の構成企業の従業員という考え方でよろしいでしょうか。	配置予定技術者とは、事業者作成の提案書に記載された配置予定技術者です。No576、577を参照。
7	募集要項	7	3	3.2	1)	(2)	「プレゼンテーションは本事業の配置予定技術者が行う」とあります。配置予定技術者は、コンソーシアムを形成する設計企業、土木工事企業、建築工事企業、機械工事企業、電気工事企業、運転管理企業に属し、本工事を担当する予定の技術者から自由に選んでよろしいでしょうか？	様式を追加しますので、様式に記載する配置予定技術者から選定してください。No6、576、577を参照。
8	募集要項	7	3.	3.2	1)	(2)	プレゼンテーションについて、プレゼン資料の作成に当たり、説明及び質疑応答の設定時間をご教示願えないでしょうか。	プレゼンテーションの詳細については事前に応募者へご連絡いたします。
9	募集要項	7	3.	3.2	1)	(2)	プレゼンテーションは本事業の配置予定技術者が行うとありますが、質疑応答においては、配置予定技術者以外の者も発言可能との理解で宜しいでしょうか。	No8を参照。
10	募集要項	8	3	3	1)	ウ	代表企業1社は、建設JVと運転管理業務のSPCの両方（各々）で定めるのですか。	代表企業は応募グループにつき1社です。
11	募集要項	8	3.	3.3	1)	イ	特定建設工事共同企業体について、参加資格要件に示す①②の企業のすべてが企業体となって請負契約を行うと考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	募集要項	8	3.	3.3	1)	イ	SPCに出資する企業は参加資格要件③は必須ですが、①②については任意で良いと考えております。この様な理解でよろしいでしょうか。	募集要項「P18、3）特別目的会社の設立」に示すとおりです。
13	募集要項	8	3.	3.3	1)	イ	「土木企業」および「建築企業」については兼務可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	募集要項	8	3.	3.3	1)	カ	構成員の変更は、入札前あるいは入札後でも可能と考えてよろしいでしょうか。また、「新たな構成員」とあることから、構成員の減少はいかなる理由でも認めないとの解釈でしょうか。	原則として構成員の減少は認めません。
15	募集要項	8	3.	3.3	1)		施設の建設のために「建設JV」を組むことが必須とされていますが、他方、18ページ4.2 2)及び基本契約書（案）には、「設計・建設JV」が「設計及び建設工事請負契約」を締結するとされています。募集要項8ページ、3.3 1)の「建設JV」は、「設計・建設JV」と読み替えるべきでしょうか？ また、「設計・建設JV」の構成員は、設計企業、土木企業、建築企業、および運転管理企業との理解で宜しいでしょうか？	実施方針P8で示した通り、設計企業、土木企業、建設企業、機械企業、電気企業で構成される建設JVを設立します。建設JVと設計・建設JVは同意義とご理解ください。
16	募集要項	8	3.	3.3	1)		共同企業体協定書の締結は、応募前である必要があるでしょうか？それとも、落札後・事業契約締結前に締結することも認められるでしょうか？	事業契約締結前であれば構いません。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
17	募集要項	8	3.	3.3	1)	イ	SPCの本店は施設内に設置しても良いか、ご教示ください。	SPCの本店を市の所有する敷地内に設置することは認めません。
18	募集要項	9	3	3.3	2)	(1) ウ	弘前市建設業者等指名停止要領別表第2の10における代表役員等には現場代理人は含まれるのでしょうか、ご教示下さい。(業法上、現場代理人は代表取締役を代理している位置付けのため)	「代表役員等」の範囲は、弘前市建設業者等指名停止要領に定義されているとおりです。
19	募集要項	10	3.3	2)	(2)	③ イ	実績条件に「河川表流水水源とする」とありますが、ダム水またはダム放流水を水源とする施設は該当になりますでしょうか。	ダムからの直接取水は該当しません。ダム放流水を河川から取水する場合は該当します。
20	募集要項	10	3.3	2)	(2)	③ イ	運転管理業務委託実績に関して受託契約がJVの場合、実績として認められますでしょうか。また、その際の最低JV出資割合はありますか。	前段：受託契約がJVでも認めます。 後段：出資割合は、建設企業の各条件に示した実績と同様、20%以上を求めます。
21	募集要項	10	3.3	2)	(2)	③ イ	運転管理業務委託実績に関して受託契約が複数年契約の場合（現在も契約履行中含む）、1年以上履行していれば年度毎実績と見なしてよろしいでしょうか。	業務中の実績は認めません。
22	募集要項	10	3	3.3	2)	(2) ②	建設企業において、土木企業と建築企業を同一としてもよろしいでしょうか？	No13を参照。
23	募集要項	11	3.	3.4	2)		事業費限度額は、運転管理業務委託15年および業務習熟期間を含む額との認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
24	募集要項	11	3.	4	1)		今回補助対象事業でしょうか。	No110を参照。
25	募集要項	11	3.	3.5			最低制限価格を設けるとの記述がありますが、金額をご提示ください。実施方針のご回答No.144では、募集要項等において示しますとなっております。	実施方針の質問No144で示した回答のとおり、最低制限価格を設けておりますが、最低制限価格は非公表とします。 なお、最低制限価格については、市ホームページに掲載している「弘前市建設工事最低制限価格制度要領」並びに「弘前市業務委託契約等最低制限価格制度要領」にある「最低制限価格の設定」に準じて設定しております。
26	募集要項	11	3.	3.4	1) 2)		年度毎の限度額は今後開示されますでしょうか。またその場合、価格提案での乖離の許容範囲をご教示願います。	No205を参照。
27	募集要項	12	3.	3.6	2)	(3)	現地見学会は「1社当たり2名」となっておりますが、人数・時間が限られていることもあり、別途申し入れを行えば調査が可能でしょうか。	8月7日に市ホームページでご案内しております現地調査の案内をご確認ください。
28	募集要項	12	3	3.6	2)	(3)	現地見学会以降も可能な範囲で現地を見学することは可能でしょうか、ご教示下さい。	No27を参照。
29	募集要項	13	3.	6	5)		より具体的で良い提案を行うため、既設浄水場の現況を把握したいと考えておりますが、入札期間中の現地調査はいつ頃可能でしょうか。	No27を参照。
30	募集要項	13	3.	3.6	4)	(1)	8月7日(水)の回答は、要求水準に対する質問への回答となっておりますが、参加申請に関する質問についても、同日の回答としていただけないでしょうか。	募集要項のとおりとします。
31	募集要項	13	3.	3.6	4)	(1)	質問回答に対する再質問の機会をいただけないでしょうか	再質問の機会を設ける予定はありません。
32	募集要項	13	3	3.6	5)		以下の図面について、電子データ（CADデータ、dxf、p21など形式は何でも構いません）が作成されていれば、ご提供いただけますでしょうか？ ・常盤坂配水池、配水ポンプ場、増圧ポンプ場まわりの配管平面図 ・岩木川取水ポンプ場の躯体図面（平面図、断面図等） ・樋の口浄水場廻りの配管平面図	7月5日および8月9日に市ホームページにて公表している「参考資料提供申請書」、「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。 なお、これら以外に公表できるデータはございませんので、現地調査等にて対応願います。
33	募集要項	13	3.	3.6	5)		別紙3 新樋の口浄水場 送水管他想定図に関して、以下の資料を提供願えないでしょうか。 ①導水管埋設想定位置の既存の埋設物情報 ②既設送水管の詳細図（管割図、埋設深さ、周囲の既存埋設物状況が分かる図面）	No32を参照。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
34	募集要項	13	3.	3.6	5)		別紙5 常盤坂増圧ポンプ場全体配置図に関して、以下の資料を提供願えないでしょうか。 ①既設場内埋設配管の詳細図（管割図、埋設深さ、周囲の既存埋設物状況が分かる図面）	No32を参照。
35	募集要項	13	3.	3.6	5)		既設常盤坂配水池及び原ヶ平配水池の水位関係の分かる資料（配水池断面図、水位高低図等）を提供願えないでしょうか。	No32を参照。
36	募集要項	15	3.	3.7	7)	(1)	「優先交渉者以外の・・・提案書の一部を無償で・・・」とありますが、この場合、対象となる応募グループの承諾が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	募集要項	16	3.	3.7	7)	(3)	応募者のノウハウにかかわる提案書記載事項は公表されないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	募集要項	16	3.	3.7	7)	(4)	提出書類は返却されないがありますが、返却されない提出書類の管理方法、保管期限、保管期限終了後の処分方法をご教示願えないでしょうか。	市が機密文書扱いとして、責任をもって処分します。
39	募集要項	17	4.	1	1)		プレゼンテーションの詳細の通知時期は、いつ頃を予定されているでしょうか。準備の関係上、できるだけ早い時期での通知を希望します。	12月下旬を予定しています。
40	募集要項	17	4.	1	2)		ヒアリングの実施タイミングは、どの時点でしょうか。 提案書提出からプレゼンテーションまでの間という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	募集要項	17	4.	2	1)		基本協定書と基本契約書の契約のタイミングをご教授ください。	募集要項P5、表5に記載の令和2年3月頃に、基本協定書及び基本契約書を同時期に契約する予定です。
42	募集要項	17	4	4.1	1)		「プレゼンテーションの詳細」の内容は、いつ頃ご連絡いただけますでしょうか？	No39を参照。
43	募集要項	18	4.	4.2	3)		特別目的会社の設立にあたり、代表企業以外の構成企業からの最低出資割合の設定はございますか？	代表企業以外の構成企業の出資割合は任意です。
44	募集要項	18	4.	4.2	3)		SPCの本店所在地は新浄水場内として宜しいでしょうか。	No17を参照。
45	募集要項	19	4.	4.2	5)		SPCへの出資を行う企業は、運転管理業務委託契約金額の100分の10以上の額またはこれに代わる契約保証金として市に収めることとありますが、契約保証金額が類似事業と比較して非常に大きい今回のケースでは、履行保証保険等を単年度で付保できたとしても保険料が高額となり、保険以外で対応する場合にはSPCが過大な資本金や資金調達を要するなど、SPCにとって過度な負担となり、事業費が増加する原因となります。 過去5年間の類似事業（浄水場整備運営事業）6件においては、契約保証金が免除とされている事業が3件、当該事業年度における維持管理費の10%相当額とされている事業が2件でした。 従いまして、本事業においても類似事業同様、契約保証金の納付を免除していただくか、年間維持管理費の10%としていただけますでしょうか。	ご質問の内容を踏まえ募集要項を修正します。
46	募集要項	19	4	4.2	5)		応募グループのうちSPCへの出資を行う企業は、運転管理業務委託契約金額の10/100以上の額又はこれに代わる担保を契約保証金として市に納めるとありますが、運転管理業務委託契約書はいつ契約予定でしょうか。	基本契約と同時期に締結します。
47	募集要項	19	4	4.2	5)		SPC設立後に運転管理業務委託契約を締結する場合は、SPCが契約保証金を市に納める形でよろしいでしょうか。	運転管理業務委託契約は基本契約と同時期に締結します。 契約保証金の納付時期については、運転管理業務委託契約書を修正します。
48	募集要項	19	4	4.2	5)		SPC設立前に運転管理業務委託契約を締結する場合、代表企業が契約保証金等を納め、確約書を構成員と交わす等で1本化することは可能でしょうか。	No47を参照。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
49	募集要項	別紙	様式5				耐震構造計算を行うための、取水施設の構造図及び配筋図、敷地境界が記載された場内平面図をご提供ください。また、既存資料がない場合はどのように耐震補強を提案したらよろしいでしょうか。	前段：No32を参照。 後段：現地調査、既存資料を基に提案してください。
50	要求水準書	2	1 1.3	4)			新常盤坂増圧ポンプ場の計画送水量が示されていますが、送水時の時間変動/日はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業者の運転方法によります。
51	要求水準書	2	1.	1.3	4)	表2	新常盤坂増圧ポンプ場の緊急時送水量とは、25,900m <sup>3</sup> /日の水量を原ヶ平配水池HWL+118.66mまで送水可能であればよいとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、原ヶ平配水池以外への送水先があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。 原ヶ平配水池以外の送水先はありません。
52	要求水準書	2	1.	1.3	4)	表1	「新」樋の口浄水場について水量記載がありますが、「既設」樋の口浄水場において工事期間中に最低限確保しなくてはならない浄水量についてご教示ください。	市ホームページに水道事業年報を掲載しています。そちらで一日最大給水量、一日平均給水量をご確認ください。
53	要求水準書	2	1.3	4)			表2下注釈の「施設メンテナンスに伴う減量時」の年間発生回数、1回あたりの期間を教えてください。	津軽広域水道企業団のメンテナンスによる受水量の減少については、要求水準書P40に記載のとおりです。 年間発生回数は1回です。
54	要求水準書	2	1.	1.3	4)	表2	緊急時送水量25,900m <sup>3</sup> に対する運用は、水収支バランスを崩し浄水池や常盤坂配水池の各容量・水位に影響が生じると考えますが、常盤坂配水池の需要水量に不足は生じませんか？また、送水ポンプの容量についても増量の必要はありませんか？緊急時送水の運用は冬季の2週間程度とありますが、この期間は要求浄水量38,000m <sup>3</sup> /日にて対応可能と考えて宜しいでしょうか？。	前段、中段については需要水量の不足や容量増量の必要はございません。 後段については、ご理解のとおりです。
55	要求水準書	2	1.	1.3	4)	表2	表2に「緊急時送水量」とあるが、記載ある「25,900m <sup>3</sup> /日」を超えた送水量は無いという認識でよろしいでしょうか。また、その緊急時送水は、年間どの程度の頻度を想定しているか、ご教示ください。	前段はご理解のとおりです。 後段はNo53を参照。
56	要求水準書	2	1.	1.3	4)	表1	計画一日最大給水量及び計画一日最小給水量について、最大及び最小の給水量は、年間それぞれ何日程度を想定されているでしょうか。	各年間1日程度です。
57	要求水準書	2	1.	1.3	4)	表2	計画一日最大送水量及び計画一日最小送水量について、最大及び最小の送水量は、年間それぞれ何日程度を想定されているでしょうか。	各年間1日程度です。
58	要求水準書	2	1.	1.3	4)	表2	緊急時送水量に関して、津軽広域水道企業団の施設メンテナンス（緊急時送水量が必要となる頻度）は、年間で何回程度、また各回何日程度継続すると想定されているでしょうか。	No53を参照。
59	要求水準書	2	1.	1.3	4)	表2	表2に示される緊急時送水量は、予備機を含めた増圧ポンプ全台運転で賄えば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	2	1.	1.3	4)	表2 表3	常盤坂配水池から新常盤坂増圧ポンプを介さずに配水する地区の計画一日最大配水量は、樋の口浄水場の最大給水量34,200-常盤坂増圧ポンプ場の最大送水量23,900=10,300m <sup>3</sup> /日との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	2 3	1.	1.3	4)	表1 表3	更新後の岩木川取水ポンプの能力は、予備機を除いて新樋の口浄水場の計画浄水量38,000m <sup>3</sup> /日を確保できれば宜しいでしょうか。（水利権水量を取水する能力は不要との理解で宜しいでしょうか。）	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	3	1.	1.3	5)	表4 表5	新樋の口浄水場と新常盤坂増圧ポンプ場の立地条件について、「積雪深」や「凍結深度」の指定があればご提示下さい。	積雪深は、弘前市建築基準法施行細則 第17条をご確認願います（垂直積雪量130cm以上）。 凍結深度は建築物については50cm以上、それ以外（場内の配管など）については57cm以上となっております。 その他の詳細については契約後の協議によります。
63	要求水準書	3	1.	1.3	5)	表4 表5	新樋の口浄水場及び新常盤坂増圧ポンプ場の周辺道路に関し、使用条件はございますか？また、道路管理者をご教示願います。合わせて、新浄水場稼働後の車両搬出入に関するお考えをご教示願います。	周辺道路の使用条件は、一般的な公道に準じた使用条件です。 道路管理者は青森県および弘前市です。 車両搬出入に関する考えは、現道を調査のうえ、合理的で安全な提案としてください。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
64	要求水準書	3	1. 1.3	5)			新種の口浄水場敷地内に電柱及び架線が占有しています。移設の手続き等は弘前市で実施済でしょうか？	実施しておりません。移設が必要となった場合、手続きは市で行いますが、手続きに必要な資料作成や費用負担等は事業者となります。
65	要求水準書	3	1. 1.3	4)	表3		既設の樋の口浄水場及び常盤坂増圧ポンプ場の機械・電気設備について、各機器の仕様をご教示願えないでしょうか。	市ホームページに水道事業年報を掲載しています。そちらでご確認ください。
66	要求水準書	5	1. 1.3	6)	表6		土木・建築構造物の更新整備計画の設備名に「場内配管」がありますが、全ての埋設配管を更新するというのでしょうか？あるいは、一部の管の流用は認めていただけるのでしょうか？	基本的には全て更新としますが、合理的な理由がある場合については、契約後の設計において協議とします。
67	要求水準書	5	1. 1.3	6)	表6 表7		岩木川取水ポンプ場の更新整備計画として「土木・建築構造物の更新整備計画」、「機械設備の整備計画」のいずれにも「場内配管」の記載がありますが、これらは同じものと考えて宜しいでしょうか？	土木・建設構造物、機械設備でそれぞれ目的の異なる場内配管とご理解ください。
68	要求水準書	5	1. 1.3	6)	表7		機械設備の更新整備計画の設備名に「除塵機（コンベヤ含む）」とありますが、コンベヤを設けることは必須となりますでしょうか？	除塵機の運転にあたって必要と考えて記載しました。必須ではありませんが、効率的な運転が可能な設備の提案としてください。
69	要求水準書	5	1. 1.3	6)	表7		設備名に「沈砂吸揚機」とありますが、これは沈砂池に沈んだ砂を排出するためのポンプのことでしょうか？	ご理解の通りですが、「沈砂吸揚機」は現在撤去されていますので、更新整備計画から除外し、要求水準書を修正します。ただし、沈砂の除去は必要です。合理的な除去方法としての「沈砂吸揚機」の設置は妨げません。
70	要求水準書	5	1. 1.3	6)	表7		「沈砂吸揚機」および「排水ポンプ設備」について、現在設置されている機械の機種名、容量、揚程をご開示いただけませんか？	資料が存在しないため、開示できません。
71	要求水準書	5	1. 1.3	6)	(1)		取水ポンプ場全体が記載されている図面のCADデータをご提供ください。	CADデータは存在しませんが、参考資料として、存在する図面のスキャンデータを提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。
72	要求水準書	5	1. 1.3	6)	(1) 表7		2項「取水ポンプ付帯設備」および8項「場内配管」とは具体的にどの範囲を更新対象としているのかご教示下さい。特に既存配管の流用範囲について明示願います。	取水ポンプ付帯設備は、取水ポンプ設備の稼働に必要なすべての設備とご理解ください。場内配管は、排水ポンプ等の配管です。岩木川取水ポンプ場で使用する管はすべて更新対象となりますが、流用については、合理的な理由がある場合について、契約後の設計において協議とします。
73	要求水準書	5	1. 1.3	6)	(1) 表7		制水扉および沈砂吸揚機、排水ポンプ設備の仕様および設置位置の確認できる資料をご提示ください。	制水扉および排水ポンプ設備の設置位置については後日公表する要求水準書（第1回変更版）別紙2に明記しますのでご確認ください。仕様については、資料が存在しないため、開示できません。なお、沈砂吸揚機については、No69を参照。
74	要求水準書	5	1. 1.3	6)	(1) 表7		5項「制水扉」は沈砂池流入部近傍にある制水扉と理解しますが、要求水準書p41には「日中2時間、夜間7時間」の停電が可能な記載があります。この停電時間内で制水扉の更新を行う必要があるのでしょうか？	停電時間内による更新を行う必要はありません。
75	要求水準書	5	1. 1.3	6)	(1) 表6		電動シャッター、換気設備、照明設備、場内配管の更新計画にあたり、既存状況をご教授ください。また既存図がありましたら開示ください。	CADデータは存在しませんが、参考資料として存在する図面のスキャンデータを提供いたしますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。
76	要求水準書	6	1. 1.3	6)	表9		土木・建築構造物の更新整備計画の施設名に「送水ポンプ室（棟）」とありますが、これは浄水池と一体構造にすることは可能でしょうか？	事業者提案となります。
77	要求水準書	6	1. 1.3	6)	表9		土木・建築構造物の更新整備計画の施設名に「紫外線処理室（棟）」とありますが、これは急速ろ過池、または浄水池と一体構造にすることは可能でしょうか？	事業者提案となります。
78	要求水準書	6	1. 1.3	6)	表9		土木・建築構造物の更新整備計画の施設名に「ケーキヤード」とありますが、これは脱水機棟内に脱水ケーキを貯留するスペースを確保することで問題ないでしょうか？	目的はご理解のとおりです。スペース確保の方法は事業者提案となります。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目					質問内容	回答
79	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	付帯施設に示される進入路とは、新種の口浄水場建設予定地前面道路は対象外であり、建設予定地内へ出入りするために設置する門扉部から各施設へのアクセスするための場内道路と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	1項粉末活性炭注入施設とは、いわゆる活性炭接触池と同義と考えればよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、No326もご確認願います。
81	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	表中記載の土木・建築構造物等について、合棟とする組み合わせは事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	すべて備考欄に「更新用地」とあることから、14項および16項を除き、全て更新用地への築造が求められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	6項および7項に「(棟)」と記載あるのはどのような意味でしょうか。8項や12項との違いについてもご教示ください。	施設の機能を単独の棟とするか、他施設と合棟とするかについて、事業者の提案を認めるものとご理解ください。
84	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	これら土木・建築構造物は、いずれも必要との理解でしょうか。例えば事業者が「ケーキヤード不要」と判断しても、ケーキヤードの整備を求めるといった意味でしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段については、No78をご参照ください。ケーキヤードの設置を必須とするものではありませんが、維持管理性等を考慮した、脱水ケーキの貯留に関する合理的な提案を求めます。
85	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	ケーキヤードについて、要求事項がありません。設計条件の提示をお願いいたします。	事業者提案とします。
86	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	既設用地の場内配管を更新する必要があるのでしょうか。必要がある場合には対象となる配管の図示をお願いいたします。	要求水準書に明記している配管（導水管など）以外の更新は不要です。
87	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	表9の付帯施設に、進入路及び場内整備等とあり、備考欄に「既設用地、更新用地」と記載されています。既設用地における付帯施設とは、別紙3に示された導水管の埋設および岩木川取水ポンプ場更新整備に伴う既設用地内の原形復旧工事をさし、それら以外の既設用地内の外構等の更新工事は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、導水管の埋設および岩木川取水ポンプ場更新整備以外でも、本事業により掘削等を行い原形復旧が必要な場合は含まれます。
88	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	表9の付帯施設に、進入路及び場内整備等とありますが、進入路とは、P.21の図1に示された新種の口浄水場建設用地内に設置する進入路のことで、用地外の道路の改良工事は含まないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No87もご確認ください。
89	要求水準書	6	1.	1.3	6)	(2)	表9	No.14場内配管とNo.16付帯設備（進入路及び場内整備等）の備考欄に既設用地とありますが、対象となる用地は、別紙3における岩木川取水ポンプ場から新浄水場への導水管埋設箇所、及び新浄水場からの既設送水管接続への送水管埋設箇所との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。No87もご確認ください。
90	要求水準書	7	1	1.3	6)		表10	機械設備の整備計画の設備に「紫外線処理設備」があり、更新整備の方針として「更新」とありますが、既存の設備には紫外線設備は無いので、新設と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
91	要求水準書	8	1.	1.3	6)	(3)	表12	付帯施設に示される進入路とは、新常盤坂増圧ポンプ場建設予定地前面道路は対象外であり、建設用地内へ出入りするために設置する門扉部から各施設へのアクセスするための場内道路と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	8	1.	1.3	6)	(3)	表12	場内配管更新にあたり、既存場内配管の施工図は今後開示されると理解してよろしいでしょうか。配管ルート検討に必要なため、要望いたします。また、更新対象となる配管を明示願います。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。更新対象となる配管は、流入管及び流出管等です。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
93	要求水準書	8	1.	1.3	6)	(3)	表12 場内の設備配置、配管、敷地境界などが明示された図面およびCADデータの配布をお願いします。	地下埋設物については、No92をご確認願います。 敷地境界の明記された図面はございませんが、参考として常盤坂増圧ポンプ場、常盤坂配水池などが明記された敷地全体図（測量調査したデータではない）を提供いたしますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。
94	要求水準書	8	1.	1.3	6)	(3)	表12 表12の場内配管の備考欄に「既設用地、更新用地」と記載されています。既設用地境界、更新用地境界、既設構造物および埋設管位置が明示されたCADデータの8月8日までに配布願います。	No92,93を参照。
95	要求水準書	8	1.	1.3	6)	(3)	表12 表12の付帯施設に、進入路及び場内整備等とありますが、進入路とは、P.22の図2に示された新常盤坂増圧ポンプ場建設予定地内に設置する進入路のことで、予定地外の道路の改良工事は含まないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、流出管の埋設等で予定地外の部分を掘削した場合の原形復旧は含まれます。
96	要求水準書	8	1.	1.3	6)	(3)	表12 No.2場内配管とNo.3付帯設備（進入路及び場内整備等）の備考欄に既設用地とありますが、対象となる用地は、別紙5における常盤坂ポンプ場流入管接続部分から新常盤坂増圧ポンプ場への流入管理設箇所、及び新常盤坂増圧ポンプ場からの常盤坂増圧ポンプ場流出管接続箇所への流出管理設箇所との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書	10	1.	1.3	7)	表16	新樋の口浄水場の運転管理業務対象範囲で浄化槽の維持管理とありますが、何人槽を想定しているか、ご教示ください。	運転管理の人数によるものと理解し、事業者提案とします。
98	要求水準書	10	1.	1.3	7)	表16	植栽管理・清掃・除雪とありますが、再委託は可能でしょうか。また業務範囲をご教示ください。	再委託も可能です。 範囲は新樋の口浄水場のみとします。
99	要求水準書	12	1.	3	7)	表18	ゴム引布製起伏堰の機械設備精密点検の実績及び内容をご教示ください。	点検実績及び内容は非公開とします。
100	要求水準書	12	1.	3	7)		各機械設備精密点検、電気・計装機器精密点検、水質計器精密点検の実績及び内容をご教示ください。	点検実績及び内容は非公開とします。
101	要求水準書	12	1.	3	7)		各ホイストクレーンの仕様をご教示ください。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。
102	要求水準書	13	1.	1.3	7)	表18	運転管理業務対象範囲（場外施設）に業務周期が示されています。令和8年4月時点の業務周期をご教示ください。例えば5年に1回の点検だと、前回の点検から3年目など。	業務周期は要求水準書のとおりとし、前回の実施時期によらないとご理解ください（例：5年に1回の点検であれば、業務期間中に3回）。 なお、実施時期は協議によるものとします。
103	要求水準書	14	1.	1.3	7)	表18	岩木中央配水場の浄化槽は何人槽かご教示ください。	5人槽です。
104	要求水準書	15					運転管理業務対象範囲（場外施設）において、「池内の清掃」の記載では、5年ごとの実施とあります。運転管理計画の立案には、直近数年間の清掃実績もしくは計画を知る必要があります。資料提供していただけるのでしょうか。	No102を参照。
105	要求水準書	15	1.	1.3	7)	表18	富士見台配水場、石川送水ポンプ場、常盤坂配水ポンプ場、清水富田配水ポンプ場の消防設備の機器点数をご教示ください。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。
106	要求水準書	17	1.	1.3	7)	表18	東目屋浄水場の消防設備の機器点数をご教示ください。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。
107	要求水準書	21	1.	1.3	8)	図1	既存施設の廃止時期についてご教示ください。	新樋の口浄水場稼働後に廃止します。廃止施設の取壊し時期は未定です。
108	要求水準書	23	1.	1.3	10)	図3	富士見台配水池への受水は、津軽広域からの受水と理解しますが、受水量は本事業請負業者からの要望で調整可能なのでしょうか。また、受水可能な水量範囲についてもご教示ください。	事業者による受水量の調整はできません。
109	要求水準書	24	1.	1.3	11)	表19	設計業務内に示される大気汚染防止法とはどのようなことを想定しているかご教示ください。	事業による当該法令に抵触しないことを求めるもので、具体的に何かを想定したものではありません。法令を遵守する提案を求めます。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
110	要求水準書	24				11)	想定されている国庫補助金についてご教示ください。また、補助が満額に至らない場合も事業は継続するとの理解でよろしいでしょうか。	現在のところ、想定している国庫補助金はありません。
111	要求水準書	24	1.	1.3		11)	表19 運転管理業務に「データ整理、報告」とありますが、市が要請する運転監視データは要求水準書で求められるデータ以外はないとの理解でよろしいでしょうか。契約後、市が提案以外のデータを求める場合、設計変更の対象との考えでよろしいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：契約後であっても、事業期間内の要求水準及び事業者提案に基づく要望は、変更の対象外です。
112	要求水準書	24	1.3			11)	国庫補助金交付申請等の支援業務について、想定されている国庫補助メニューをご教示ください。	No110を参照。
113	要求水準書	24	1.	1.3		11)	表19 国庫補助金交付申請等の支援業務について、想定している国庫補助金の種類をご教示ください。	No110を参照。
114	要求水準書	24	1.	1.3		11)	表19 岩木川取水ポンプ場は河川区域または河川保全区域内でしょうか？	河川保全区域内です。
115	要求水準書	25	1.	1.3		11)	表19 浄水汚泥の処分の非有価利用とは、事業者が費用を支払い、又は0円で汚泥を引き取ってもらうことと理解してよろしいでしょうか。また、非有価利用は有価利用よりも提案として劣る評価となるのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段に関しては、事業者選定基準に、浄水汚泥の有効利用に関する提案の評価を示していますので、そちらをご参照下さい。
116	要求水準書	25	1.	1.3		11)	表19 中分類「保守点検業務」に「資産管理に関する資料作成支援」とあるが、どのような業務を想定されているか、ご教示ください。	資産を事業期間、および事業終了後も適切に保守、管理することに使用できる資料作成を想定しています。
117	要求水準書	25	1.	3		11)	定期点検はメーカー精密点検とありますが、受託者が性能を保証すれば、メーカー以外の業者による点検を行うことは可能でしょうか。	メーカー以外の業者による点検を妨げるものではありませんが、メーカーと同様の性能保証を求めます。
118	要求水準書	25	1.	3		11)	資産管理に関する資料作成支援の内容をご教示ください。	No117を参照。
119	要求水準書	25	1.	1.3		11)	保守点検業務/定期点検について、メーカー精密点検実施のため、対象機器のメーカーリストをご提示ください。	要求水準書（第1回変更版）の別紙11に記載します。
120	要求水準書	26	1.	1.3		12)	表20 市が実施する業務内に変更認可申請がありませんが、市が行うものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書	26	1.	1.3		12)	表20 市が実施する業務内に災害、事故及び緊急時対応業務がありませんが、事業者との協働による業務であり、市側の業務にも含まれている理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書を修正します。
122	要求水準書	26	1.	1.3		12)	表20 建設工事監理は貴市の業務範囲となっていますが、建築基準法上の工事監理が含まれるとの理解で宜しいでしょうか？（事業者は建築基準法上の工事監理を定めなくても宜しいでしょうか？）	事業者が実施する工事についての施工監理は市が行いますが、建築基準法上の工事監理者は、募集要項P5、2.9本事業の対象範囲に記載のとおり、本事業に含まれております。
123	要求水準書	26	1.	1.3		12)	表20 更新対象施設に関する業務の建設工事監理について、弘前市様が行うという理解で宜しいでしょうか？募集要項のP-5 2.9本事業の対象範囲では「事業者は、建築基準法第5条の6第4項に規定される工事監理者を定め工事監理を行うものとする」との記述がありますのでご教示願います。	No123を参照。
124	要求水準書	27	1.	1.4		3)	表21 表21に示される事業スケジュールに変更の可能性があるとされておりますが、どのようなケースを想定しているのかをご教示ください。	現時点で具体的な想定はありません。その時点で個別の事情を踏まえて判断します。
125	要求水準書	27	1.	4		5)	弘前市上下水道事業包括業務委託に含まれる、災害及び事故対応の内容についてご教示ください。	対応方法や報告義務など一般的な内容となります。特に災害協定等は結んでおりません。
126	要求水準書	28	1.	1.4		5)	現在「弘前市上下水道事業包括業務委託」で、表18のNo.61～78までの施設の日常点検等を受託している企業名をご教示願えないでしょうか。	弘前市上下水道サービス株式会社となります。
127	要求水準書	29	1.	1.4		6)	(5) 今回整備する土木・建築・機械・電気設備について、弘前市独自の基準は存在しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答	
128	要求水準書	30	1.	1.4	7)	表22	水利権は最大44,000m <sup>3</sup> /日であるため、新樋の口浄水場整備後の試運転水量と既存樋の口浄水場への取水量の合計は、44,000m <sup>3</sup> /日以下であると考えてよろしいでしょうか。	現在の水利権水量は要求水準書P30、表22へ記載のとおりですが、その使用期限は令和4年3月31日までとなっております。本事業の工事中に水利権水量を更新する予定ですが、関係機関との協議により変更となる可能性もあります。いずれにしても、更新後の水利権水量の範囲内で既設樋の口浄水場の運転ならびに新樋の口浄水場の試運転を行う必要があります。	
129	要求水準書	36	1	1.4	8)	(2)	ア	「融雪時（概ね3月から4月）に、アンモニア性窒素などの塩素要求量の大きい成分の流入」とありますが、アンモニア性窒素濃度はどの程度でしょうか？	通常時は0.01mg/L程度ですが、融雪時は通常時の10倍程度まで上昇することがあります。
130	要求水準書	36	1.	1.4	8)	(2)	アウ	水質管理における留意事項で、「ア 融雪時（概ね3月から4月）に…水質が大きく変動することがある。」とありますが、過去のデータを参照することは可能でしょうか。	過去のデータ記録はありません。
131	要求水準書	36	1.	1.4	8)	(1)	表28	過去10年間の原水水質において、最大値が突出している一般細菌、大腸菌、アルミ、鉄、マンガン等の流出原因が特定できているのであればご教授ください。	特定はできていませんが、高濁に起因するものと考えられます。
132	要求水準書	36	1.	1.4	8)	(2)		原水水質の設定は、要求水準書記載の表23～28ならびに公開される原水水質実績から、事業者が設定するとの理解でよろしいでしょうか。入札後、市から提案を超える原水水質の設定を求められた場合、設計変更の対象との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書	36	1	1.4	8)			平成21年度～平成30年度の原水水質が示されていますが、民間事業者が過度なリスクを見込み事業費が増加することを避けるために、設計を行ううえでの原水水質条件の御提示をお願いいたします。	要求水準書のとおりとします。
134	要求水準書	36	1	1.4	8)			平成21年度～平成30年度の原水水質が示されていますが、民間事業者が過度なリスクを見込み事業費が増加することを避けるために、取水停止条件の御提示をお願いいたします。	これまで取水停止した実績はなく、水量を落として運転を継続しています。このことから取水停止の条件は提示できません。
135	要求水準書	36	1.	1.4	8)	(2)	ア	融雪期（概ね3月から4月）に、アンモニア性窒素などの塩素要求量の大きい成分の流入とありますが、このときの塩素要求量が何mg/Lかをご教示願えないでしょうか。	測定していないため提示できません。
136	要求水準書	36	1.	1.4	8)	(2)	ア	無試薬型残留塩素計の指示値がDPD法残留塩素測定器の測定値と乖離するとありますが、この要因についてご教示願えないでしょうか。	測定方法の違いに起因すると考えますが、要因の特定はできていません。
137	要求水準書	37	1	1.4	8)	(2)	ウ	「濁度50度を超過した時間は143時間」とありますが、これは50度を超過した時間が過去5年間で累積143時間と言う意味でしょうか？その場合、連続して最も長時間となったのは何時間でしょうか？	50度を超過した時間の最長継続時間が143時間です。詳しくは、参考資料No18、原水水質実績をご確認願います。
138	要求水準書	37	1	1.4	8)	(2)	ウ	「濁度1,000度記録時における500度を超過した時間は連続11時間」とありますが、このとき浄水場の運転は、浄水量を低くしたり、凝集剤注入量を増やすなどの対応をとられましたでしょうか？それとも、通常時と同様の運転をされたのでしょうか？	浄水量（取水量）を減じるとともに、凝集剤の注入量を増やして対応しました。
139	要求水準書	37	1	1.4	8)	(2)	ウ	「平成29年4月津軽ダム運用後の最高濁度は300度。」とありますが、このことより浄水設備の設計に当たった最高濁度は300度としても宜しいでしょうか？	津軽ダム運用後の最高濁度は420度（1回）です。要求水準書を修正します。「平成29年4月の津軽ダム運用後の最高濁度」は参考とご理解ください。過年度の濁度データも公表しておりますので、要求水準書P1の事業目的に記載している、「②安全な水道の安定的かつ継続的な供給」に資する提案を求めます。
140	要求水準書	37	1	1.4	8)	(2)	ウ	高濁度の履歴についてご説明いただいておりますが、本事業において、流入濁度の設計条件を設定していただけませんか？たとえば、最高濁度と継続時間についてご指定いただけませんか？	要求水準書のとおりとします。
141	要求水準書	37	9)					ろ過水濁度の管理目標値が0.07度以下とありますが、管理目標値を超過した場合のペナルティーはあるのでしょうか。	管理目標値の超過によるペナルティまでは考えていませんが、継続した超過は、運転管理業務委託契約書（案）に示す、是正勧告・命令の対象となる場合もあります。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
142	要求水準書	37	1.	1.4	8)	ウ	津軽ダム運用前の濁度条件はあくまで参考であり、今回の提案・設計のベースとなる濁度条件は、津軽ダムの運用（平成29年4月）以降という理解でよろしいでしょうか。	No139を参照。
143	要求水準書	37	1.	1.4	9)		浄水の要求処理水質に「水質管理目標設定項目の基準値」が含まれておりますが、これには残留塩素（1mg/L以下）、pH値（7.5程度）、腐食性（-1程度以上とし極力0に近づける）など、必ずしも浄水池出口で基準値を遵守するのが妥当でない項目や、基準値自体が「程度」などと明確でない項目があるものと考えます。これらを除外するか、別途、要求水準水質を定めてはいただけないでしょうか。	ご指摘の内容を踏まえて、要求水準書を修正します。
144	要求水準書	37	1.	1.4	9)	表29	管理目標値として定められているろ過水濁度0.07度以下について、これを超過した場合でも、0.1度以下であれば要求水準は満たしている（運転管理業務委託契約書案に定められている減額ポイントは発生しない）との理解でよろしいでしょうか。	No142を参照。
145	要求水準書	37	1.4		8)	(2) ウ	500度を超過した時間は連続11時間とありますが、これを最大時間と理解して良いでしょうか。	No139を参照。
146	要求水準書	37	1	1.4	10)		急速ろ過過程で生じる排水は、濃縮等の排水処理工程により適切に管理し、場外搬出すること、とあります。ろ過工程の排水は返送せず、全量場外排出することが要求事項と考えてよろしいでしょうか？	全量場外排水を要求するものではありません。クロードシステムの採用可否は事業者の提案とします。
147	要求水準書	37	1.	1.4	8)	(2) ウ	濁度1,000度記録時に500度を超過した時間が連続11時間とありますが、その期間の濁度変動の推移（例えば1時間毎の濁度推移）について、データをご提示願えないでしょうか。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。
148	要求水準書	37	1.	1.4	8)	(2) ウ	濁度1,000度記録時に500度を超過した時間が連続11時間とありますが、500度を超過したのは過去5年間で何回発生しているでしょうか。	3回です。詳しくは、参考資料No18、原水水質実績をご確認願います。
149	要求水準書	37	1.	1.4	8)	(2) ウ	濁度50度を超過した時間は143時間とありますが、これは143時間連続で50度を越えたことがあるのか、それとも過去5年間で合計143時間なのか、どちらでしょうか。	No137を参照。
150	要求水準書	37	1.	1.4	8)	(2) ウ	津軽ダム運用後の最高濁度は300度とありますが、ダム運用後の300度の発生頻度をご教示願えないでしょうか。	No139を参照。
151	要求水準書	37	1.	1.4	8)	(2) ウ	津軽ダム運用後の最高濁度は300度とありますが、300度記録時の前後数時間の濁度変動の推移について、データをご提示願えないでしょうか。	No139を参照。時間変動の資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。
152	要求水準書	37	1.	1.4	8)	(2) ウ	過去5年間の最高濁度は1,000度ですが、津軽ダム運用後の最高濁度は300度となっております。本事業で設定する最高濁度は、1,000度と300度のどちらで考えれば宜しいでしょうか。	No139を参照。
153	要求水準書	37	1.	1.4	8)	(2) ウ	取水停止する目安となる濁度はありますか。	ありません。
154	要求水準書	37	1.	1.4	10)		排水処理設備の能力は、高濁の原水条件が継続する場合にも対応可能なものとするのとありますが、何度の原水濁度が何日間（あるいは何時間）継続する条件なのか、ご提示願えないでしょうか。	事業者提案とします。
155	要求水準書	38	1	1.4	11)	(3) ア	「機械設備は事業期間終了まで使用し、事業期間終了後も5年以上性能を保持可能な仕様」とありますが、ここで言う性能は消耗品を適正に交換し、必要なメンテナンスが行われることが前提となるものと理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
156	要求水準書	38	1.	1.4	11)	(3)	事業期間終了後も事業者が推奨する維持管理を実施して頂けることを前提とした要求水準であると理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
157	要求水準書	38	1.	1.4	12)	(1)	表30 契約後の設計段階において浸水高さが変更された場合、変更に伴う設計費及び建設費の増額必要となる場合、増額の変更は行って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	浸水高さは、国土交通省青森河川国道事務所より提供いただいた、「想定最大規模」での浸水高さについて、建設予定地中央部付近について試算した浸水高さの一例とご理解ください。当該浸水高さを想定した資料を提供できることとなったため、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。なお、要求水準書に記載のとおり、契約後の設計段階では市との協議の上、各施設の浸水高さを決定します。設計段階において浸水高さが提供資料による想定と著しく乖離が生じた場合には、変更の対象とします。上記の内容を踏まえ、要求水準書を修正します。
158	要求水準書	38	1.	1.4	11)	(3)	本文に「事業期間終了後1年以内に」とある一方、ア項には「5年以上性能を保持可能」とあり、齟齬が生じているように見受けられますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。	事業期間終了後1年以内に、要求水準書に示した性能が、事業者の責により下回った場合は事業者の負担にて修繕を行い、事業期間終了後、5年以上は性能保持可能な仕様となる計画を求めるとご理解ください。
159	要求水準書	38	1.	1.4	11)	(3)	事業期間終了とは令和23年3月と理解しますが、事業期間終了後は市あるいは委託業者による適切な管理が行われることが前提と理解してよろしいでしょうか。（給脂など定期的な維持管理が行われるものと考えます）	ご理解のとおりです。
160	要求水準書	38	1.	1.4	12)	(1)	表30 浸水対策②について、契約後に提案を超える浸水高さを市から要望される場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	No157を参照。
161	要求水準書	38	1	1.5	12)		「積雪」に留意することとありますが、平均積雪量と過去最大をご教示ください	気象データ等をご確認ください。
162	要求水準書	38	1	1.5	12)		「落雷」に留意することとありますが、過去の被災事例をご教示ください	更新対象施設において、過去の被災事例はありません。
163	要求水準書	38	1	1.5	12)		浸水高さ：TP39.20m程度とありますが、受託後に変更になった場合は増額対象となるとの理解で宜しいでしょうか	No157を参照。
164	要求水準書	38	1	1.4	11)	(3)	「事業期間終了後一年以内に、これらの設備が要求水準に示された性能を下回った場合、事業者は自らの費用負担により修繕を行うものとする。」とありますが、性能が下回っているかどうかを確認するのはどのような方法を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	設備により性能低下の確認方法は異なると考えられますが、本業務で求める要求水準（水質、水量、水圧、維持管理性等）を満たすに不十分な設備性能に至っているかどうかを定量的または定性的に判断します。
165	要求水準書	38	1	1.4	12)	(1)	表30 浸水高さはTP+39.2mが基準と考えます。この浸水高さの設定が変更となった場合は、設計変更の対象として下さい。	No157を参照。
166	要求水準書	38	1.	1.4	11)	(3)	ア 事業期間終了後も5年以上の性能保持を求められていますが、「設計及び建設工事請負契約書(案)」第55条(瑕疵担保)において、新設時でも瑕疵担保期間は引き渡しから2年となっています。このことから、15年間の運転管理業務期間後に5年以上の性能保持を保証することは難しいと考えますので、イの設備と同様に、1年以上の期限としていただけないでしょうか。	No158を参照。
167	要求水準書	39	1	1.4	12)	(1)	表30 【躯体関係】「③ 浄水施設の池内は、防食対策を施す。ただし、浄水池は防食塗装とする。」とありますが、浄水池以外の池は塗装以外の防食対策でもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
168	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 施設配置に示される将来の更新について、更新の対象となる施設をご教示ください。特に、既存の敷地内で継続使用される水道管理センター及び岩木川取水ポンプ場等は更新対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：将来の更新は浄水場の全面更新を想定します。 後段：ご理解のとおりです。
169	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 配管関係に示される不要となる管路、又未活用の管路について、現時点で想定している範囲をご教示ください。可能であれば範囲を既設図面でご提示ください。また、図面に記載のない管路を撤去することが必要となった場合は、増額変更の対象となると理解してよろしいでしょうか。	前段：工事完了までの期間において不要な管はありません。 後段：図面に記載のないものについても、調査の上撤去してください。その際、図面未記載の事由による増額変更は行いません。
170	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 「浄水施設の池内は、防食対策を施すこと」とは、鉄筋の腐食対策を施すこととの理解でよいでしょうか。	コンクリートの中性化対策、鉄筋の防食対策を施してください。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答	
171	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 施設配置①の「将来の更新」は、新種の口浄水場内の設備のみが対象でしょうか。	ご理解のとおりです。	
172	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 施設配置④に記載がある「全ての人」は、「全ての見学対象者」と理解すればよろしいでしょうか。	浄水場に訪問、従事する「すべての人」とご理解ください。	
173	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 躯体関係③、防食対策は塗装に限るものではないとの解釈でよろしいでしょうか。また、浄水池の防食塗装は内面のみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
174	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 配管関係④、対象施設の建設に支障となる管路は推察可能と思われませんが、撤去対象である不要となる管路および未活用の管路については公告資料からは推察できませんので、明示くださいますようお願いいたします。	No169を参照。	
175	要求水準書	39	1.4		12)	(1)		浄水施設の池内の防食対策は事業者提案によります。	
176	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 配管関係の④に記載の支障となる管路および不要となる管路、未活用の管路に関する資料があればご提示願います。	No169を参照。	
177	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 配管関係の④に記載の支障となる管路および不要となる管路、未活用の管路の撤去の対象に既存施設の運転中に必要な管路は含まれないとの理解で宜しいでしょうか？	No169を参照。	
178	要求水準書	39	1	1.5	12)			3000Lの給水車との記載がありますが、1日あたり何台ぐらい来場するかご教示ください。	何台来場するかは想定できません。応急給水時に浄水場に給水車が来場することを想定しご提案ください。
179	要求水準書	39	1	1.5	12)			給水基地とありますが、市民の方も来場し、給水できるとの理解でよろしいでしょうか。	市民の来場は想定していません。
180	要求水準書	39	1	1.4	12)	(1)	表30 基礎関係 事業費限度額(設計及び建設工事費における事業費限度額)¥10,705,940,000-で計画された基礎構造についてご教示下さい。(直接基礎等)	杭基礎等です。	
181	要求水準書	39	1	1.4	12)	(1)	表30 基礎関係 基礎構造において、既存施設(種の口浄水場・常盤坂ポンプ場、岩木川ポンプ場)の基礎形式(杭の有無、地盤改良工事の有無)をご教示下さい。	資料が存在しないため提供できません。	
182	要求水準書	39	1	1.4	12)	(1)	表30 基礎関係 基礎構造検討の参考資料となる施設計画地のボーリングデータはどの程度開示いただけるのでしょうか。	参考資料No9およびNo14にて、新種の口浄水場および新常盤坂増圧ポンプ場の地質調査業務報告書を提供しております。必要な場合は募集要項P13、5) 参考資料の提供をご確認のうえ、申請願います。	
183	要求水準書	39	1	1.4	12)	(1)	表30 基礎関係 契約後の調査で判明した事実に対処するための費用、例えば詳細な調査結果によって必要になった基礎構造の変更に対する費用、に対して設計変更協議に応じていただけるのでしょうか。	変更内容に合理的な理由がある場合、設計変更協議を行います。	
184	要求水準書	39	1	1.4	12)	(1)	表30 躯体関係 構造物毎にひび割れ誘発目地や伸縮目地を設けてはけない構造物、場所は定めているのでしょうか。	事業者提案とします。	
185	要求水準書	39	1	1.4	12)	(1)	表30 躯体関係 浄水池以外の防食対策は定めているのでしょうか。	No175を参照。	
186	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 施設配置の欄で、「将来の更新が新種の口浄水場の敷地内で可能な配置を考慮したものとする。」との記載がありますが、更新の対象施設についてご教授ください。	No168を参照。	
187	要求水準書	39	1	1.4	12)	(1)	表30 「躯体関係③浄水施設の池内は、防食対策を施す。ただし、浄水池は防食塗装とする。」とありますが、浄水池以外の施設については塗装以外の対策でも良いと考えてよろしいでしょうか。	No175を参照。	
188	要求水準書	39	1	1.4	12)	(4)	表30 配管関係の④について、「対象施設の建設に支障となる管路及び不要となる管路、未活用の管路は撤去し、既存施設の運転管理上必要な管路は移設する」とありますが、不要となる管路および未活用の管路を図示してください。また、詳細が必要な箇所については、既存施設の詳細図をご提示ください。	No169を参照。	

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
189	要求水準書	39	1	1.4	12)	(1)	表30 【施設配置】「将来の更新が、新種ノ口浄水場の敷地内で可能な配置を考慮」とされています。たとえば、凝集沈澱池の躯体を新設更新するスペースを確保しておけばよろしいでしょうか？	No168を参照。
190	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 【配管関係】④「支障となる管路および不要となる管路、未活用の管路の撤去」とあります。ここでいう撤去の対象は、本事業開始時点で使用されていない管路であり、既存施設の運転中に必要な管路は含まれないとの理解で宜しいでしょうか？たとえば、沈砂池から既設浄水場への導水管は新施設の稼働後に不要となりますが、本事業での撤去には含まれないと考えております。	No169を参照。
191	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 施設配置③で、給水車（タンク容量3000L）1台がスムーズに給水できることは、どのくらいの時間で給水可能ということでしょうか。また、給水車に連続して給水可能にする必要がありますか。	スムーズな応急給水が可能な施設の提案を求めます。
192	要求水準書	39	1.	1.4	12)	(1)	表30 配管関係④で、対象施設の建設に支障、不要となる管路は撤去し、既設の運転管理上必要な管路は移設するとありますが、既設配管（埋設配管）の詳細図（管割図、埋設深さ、周囲の既存埋設物状況が分かる図面）を提供願えないでしょうか。	No169を参照。
193	要求水準書	40	1	1.4	12)	(1)	表30 【その他】その他の要求事項に「②すべての施設、設備の仕様については、地域特性を考慮すること。」とありますが、「地域特性を考慮」とは、気候、地盤、等の自然条件を考慮することと理解して宜しいでしょうか？	自然条件だけに限定せずに様々な条件を考慮した仕様の提案を求めます。
194	要求水準書	40	1.	1.4	12)	(1)	表30 その他の項目に「浄水場全体の避雷対策を行なうこと」とありますが、これは上下水道部庁舎として継続使用される水道管理センターは対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	要求水準書	40	1.	1.4	12)	(1)	表30 ユーティリティに示される水道使用量には試運転用の水量も含まれるのでしょうか。また、試運転用の水量は市より提供していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	試運転の「原水」および池の水張り試験に使用する「ろ過水」は市より提供しますが、使用量を把握できるようにしてください。なお、時期や水量、方法等については契約後の協議により決定します。
196	要求水準書	40	1.	1.4	14)	イ	文中の樋の口浄水場は「新種の口浄水場」であり、給水は「常盤坂配水池への送水」と理解してよろしいでしょうか。	「樋の口浄水場」は広義で「新種の口浄水場」、「既設樋の口浄水場」とご理解ください。
197	要求水準書	40	1.	1.4	12)	(1)	表30 ユーティリティ①、水道使用量とありますが、浄水を使用する場合の条件と理解します。試運転用水については、無償で支給されるものと考えますがよろしいでしょうか。	No195を参照。
198	要求水準書	40	1.	1.4	12)	(1)	表30 用水の接続箇所・分界点はどこになるでしょうか。図示いただくか、接続箇所を想定できる図面等の提示をお願いいたします。	水道管理センター付近を接続点とします。詳しくは後日公表する要求水準書（第1回変更版）別紙3に記載しますので、そちらをご確認願います。
199	要求水準書	40	1.	1.4	14)	ア	地域住民の信頼と・・・について、p26表20には近隣同意の取得・近隣対応は市が実施する業務と定義されています。事業者は市への協力と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ここでは、長期間にわたる工事、運転管理業務にあたっての地域住民との基本的な係りに関する紳士的な対応を求めることを想定したものとご理解ください。
200	要求水準書	40	1.	1.4	14)	イ	企業団からの受水量は10,000m <sup>3</sup> /日まで減少とありますが、最大の受水可能水量をご教示ください。また、受水量は事業者からの要望で調整可能と考えてよろしいでしょうか。	現在の受水可能水量（基本水量）は27,900m <sup>3</sup> /日ですが、今後の更新により変更となります。なお、事業者からの要望による調整はできません。
201	要求水準書	40	1.	1.4	14)	イ	「不足分」とは、企業団から受水できない不足水量との意味であり、その際は新ではなく、既存の樋の口浄水場を稼働させるの意味でしょうか。 例 企業団からの受水量を15,000m <sup>3</sup> /日希望するが10,000m <sup>3</sup> /日しか受水できないため、不足する5,000m <sup>3</sup> /日を既存の樋の口浄水場から送水する。	新種の口浄水場稼働後に既設樋の口浄水場を稼働させることはありません。給水量の考え方はNo202, 203を参照願います。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
202	要求水準書	40	1	1.5	14)	イ	津軽広域水道企業団からの受水量が減少し、不足分は樋の口浄水場から給水となっていますが、計画一日最大給水量を超えないとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
203	要求水準書	40	1	1.4	14)	ア	「津軽広域水道企業団からの受水量は、機器等のメンテナンスにより一日最大10,000 m <sup>3</sup> 程度まで減少（毎年、冬期の2週間程度）し、不足分は樋の口浄水場からの給水となる。」とあります。この水量は、新樋の口浄水場の計画1日最大給水量34,200m <sup>3</sup> /日に含まれると考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
204	要求水準書	40	1.	1.4	13)	①	従事する従業員の必要な資格とは水道技術管理者以外に何か必要か。また経験年数は目安として何年以上必要かご教えてください。	要求水準書P61、4) 業務実施体制をご確認願います。
205	要求水準書	41	1.	1.5	4)	①	各年度の出来形の上限はありますでしょうか。	各年度の出来形上限はあります。令和2年度の上限額は、予算確保の関係上想定（設計業務委託費を想定）しておりますが、それ以降は事業者の提案内容により出来高予定額が変わるとの理解から上限額はまだ設定しておりません。契約交渉の中で出来高予定額、支払い限度額を決定します。
206	要求水準書	41	1.	1.4	14)	ウ	停電可能時間とは、設備停止可能時間と異なるとの理解でしょうか。また、実際に設備を停止できる最大時間がありましたらご教えてください。	同意義とご理解ください。停止できる最大時間は要求水準書に記載のとおりですが、日中と夜間の時間の定義は以下のとおりです。 昼間－9:00～16:00の内2時間 夜間－21:00～4:00
207	要求水準書	41	1.	1.4	14)	ウ	停電可能時間について、日中と夜間の定義を時刻にてご提示ください。	No206を参照。
208	要求水準書	41	1.	1.5	4)	①	「更新整備業務の対価は、各年度の出来高にあわせて支払い、」とありますが、各年度の上限と下限の支払限度額は決まっていますでしょうか。	No205を参照。
209	要求水準書	42	2.	2.1			追加の測量業及び地質調査業務とは、追加であることから実施設計時に不要と考える調査項目がある場合には実施しないこともできると考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	要求水準書	42	2.	2.1	1)	(2) ②③	「現況図面」「既存の図面」とは、今回開示資料のどれを指しているのかご教示願います。また開示されていないのであれば、開示願います。	現況図面は、参考資料No.6「樋の口浄水場改築設計業務委託」にある図面をご確認願います。既存の図面とは、参考資料で示した図面や関係管理者（NTT、東北電力など）から入手する全ての図面とご理解ください。
211	要求水準書	42	2.	2.1	1)	(3)	測量調査は市で実施済みとありますが、今回開示された資料に含まれていないように見受けられます。既存の測量調査結果について追加の開示をお願いいたします。	平成31年4月19日に市ホームページにて測量データを公表しておりますので、そちらをご確認願います。
212	要求水準書	42	2	2.1	1)	(3)	「更新対象施設の測量調査は実施済み」とありますが、成果品のCADデータを8月8日までに配布願います。	更新対象施設のうち「新樋の口浄水場」および「新常盤坂増圧ポンプ場」の建設予定地の測量調査は実施済みであり、すでにNo211のとおり公表しております。岩木川取水ポンプ場につきましては測量調査を実施していないことから、要求水準書を修正します。
213	要求水準書	42	2.	2.1	1)	(2) ②	地下埋設調査については、現況図面を基に現地調査を行い、とあります。現況図面を提供願えないでしょうか。	参考資料No.6「樋の口浄水場改築設計業務委託」にある図面をご確認願います。
214	要求水準書	43	2.	2.2			水道事業変更認可の変更要件は、当該事業にかかる浄水方法の変更のみでしょうか。給水人口等、他の要件も係るのであればご教示ください。	現在のところ、「浄水方法の変更」が該当することを想定しております。
215	要求水準書	43	2.	2.2			「変更認可の申請に必要な資料（基本設計）は設計業務を開始してから6ヶ月後（令和2年10月）までに作成すること」とありますが、必要な資料には紫外線処理設備の実験データも含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書	43	2.	2.1	3)		既存特定施設の届出書類はご提供いただけますでしょうか。	不特定多数に対して公表を制限するため、提供は契約後に契約者に対して公表することを考えています。よって要求水準書を修正します。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
217	要求水準書	43	2.	2.2			基本設計は、プロボで提出する内容を記載し整理したものを作成することを考えております。そのため各プロセスの比較などは実施せず、その後作業を行う実施設計の基本的考え方をまとめることと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	本業務で行う基本設計、詳細設計の内容は、「水道事業実務必携」「水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）」等の最新版に示された内容を求めます。プロポーザルの内容を整理したものと理解ではありません。
218	要求水準書	43	2.	2.2			変更認可要件は浄水処理方法の変更との理解でよろしいでしょうか。	No214を参照。
219	要求水準書	43	2.	2.2			認可申請に必要な資料について具体的に提示願います。なお、作成資料は浄水場設計（基本設計）に関わらない水需要予測、経常収支の概算、配水管管網計算は含まないと考えています。このような理解でよろしいでしょうか。	許可申請に必要な資料については、「水道事業等の認可の手引き（厚生労働省）」をご確認ください。後段についてはご理解のとおりです。
220	要求水準書	43	2.	2.2			認可変更に必要な資料とは、基本設計図と理解しており、水需要予測や配水管における最大静水圧及び最小動水圧等の計算書は含まれないと考えています。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	要求水準書	43	2.	2.2			認可変更に必要な資料に構造計算書が含まれる場合、基本設計レベルの構造検討資料を提示すると考えています。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	要求水準書	43	2.	2.2	1)	(1) 表32	耐震補強は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版に基づき実施することを前提とし、解析方法や採用する地震動は事業者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	業務開始時の最新の指針に基づくものとします。解析手法や地震動の設定については、事業者提案とします。
223	要求水準書	43	2.	2.2	1)	(1) 表32	耐震補強は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版に基づき実施し、補強を不要とする提案が可能な場合は耐震補強工事は実施しないことでよろしいでしょうか。	業務開始時の最新の指針に基づくものとし、それにより補強が不要な場合は協議とします。
224	要求水準書	43	2.	2.2	1)	(1) 表32	劣化補修は、参考資料として提供して頂いた図書に基づき実施するものであり、コア採取やハツリ調査等の追加調査含まないとの理解でよろしいでしょうか。	本業務で行う調査結果に基づいて劣化補修を行ってください。追加調査の実施は妨げません。
225	要求水準書	43	2.	2.2	1)	(1) 表32	劣化補修は、参考資料として提供して頂いた図書に基づき、コンクリートのひび割れ及び浮き対策の補修により中性化の進行防止の対策を実施することでよろしいでしょうか。	提供する資料はあくまで参考とし、本業務で行う調査結果をもとに劣化補修を実施してください。
226	要求水準書	43	2.	2.1	3)		雨水排水について、検討に使用する降水量に対して市の基準値がありましたらご教示願います。	市ホームページに掲載しております「弘前市開発指導要綱」等を基に検討願います。
227	要求水準書	43	2.	2.1	3)		既存特定施設の届出書類のご提供をお願いします。	No216を参照。
228	要求水準書	43	2.	2.1	3)		新土淵川への放流量について、制限は無いものと考えてよろしいでしょうか。日量または時間量に制限がある場合にはご提示をお願いいたします。	河川管理道路を横断しているボックスカルバート等の流下能力が放流量を満足していれば問題ございません。
229	要求水準書	43	2.	2.1	3)		排水先となる新土淵川堤防には制水扉が設置されておりますが、制水扉は問題なく稼働するものと理解しています。制水扉の整備が必要となった場合、市で実施するかまたは設計変更の対象と理解しますがよろしいでしょうか。	新土淵川堤防にある制水扉は青森県の管理となり、稼働に関しては青森県にて行うことを確認しております。よって、市は実施せず、変更設計の対象にもなりません。
230	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	「導水管」の施工範囲について、要求する範囲が不明ですのでご教示ください。	施工範囲は要求水準書、別紙3をご確認願います。
231	要求水準書	43	2.3		1)	(1)	沈砂池及び取水ポンプ施設は本業務にて「表31」に示されている指針に基づき、耐震診断を行って、所要の耐震性能を満足するように耐震補強を設計、工事するものと認識しております。提案時点において補強工事の内容を確定させることは困難であるため、事業者提案と詳細設計における補強工事の内容に著しい相違が生じた場合は、設計変更に関する協議を実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	要求水準書	43	2.1		3)		雨水排水について、雨水調整池の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	原則不要ですが、放流先の機能が放流量を満足しない場合等は必要となる場合もあります。
233	要求水準書	43	2	2.1	3)		「既存施設の届出書類を参考に」とありますが、既存施設の届出書類をご提示ください。	No216を参照。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
234	要求水準書	43	2	2.1	3)		雨水排水の時間単位、分単位、および秒単位の排水最大水量をご提示ください。	No226を参照。
235	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	沈砂池および取水ポンプ施設は、耐震補強・劣化補修を行うとありますが、提案および見積をするにあたり、配筋図や詳細な構造図が必要です。8月8日までにご提示ください。	募集要項に示す参考資料No.4、5をご確認願います。配筋図は存在しませんが、構造図については近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。
236	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	沈砂池および取水ポンプ施設は、耐震補強・劣化補修を行うとありますが、提案および見積をするにあたり、既設用地境界、既設構造物および埋設管位置が明示されたCADデータが必要です。8月8日までに配布をお願いします。	CADデータは存在しませんが、存在する図面をスキャンしたデータを提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。なお、既設用地境界を測量した資料はありません。
237	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	沈砂池の耐震補強に関して、様式5(参考)「平成15年度 樋の口浄水場老朽度診断(詳細)設計業務 報告書」によれば、擁壁部分の耐震性確保のため、擁壁背面の軽量盛土が提案されています。このような対策を実施する場合、敷地外にも対策工の範囲が及びますが、新たな敷地の確保は、貴市が実施すると理解してよろしいでしょうか。	耐震補強方法は事業者の提案によります。その結果を踏まえ協議しますが、新たに用地を確保する予定はございません。
238	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	様式5(参考)「平成15年度 樋の口浄水場老朽度診断(詳細)設計業務 報告書」内の6.2施設改善方法の立案 1) 土木施設 (5) 耐震補強の方法(ページ番号40)に、擁壁の背面を軽量盛土で置き換える補強案が提示されております。施工が可能な敷地を確保することが不可能な場合、代替案の検討を行っても耐震補強案が提示できない可能性があります。この場合は、協議の上、本事業において履行不可な業務として扱っていただくことは可能でしょうか。	事業者の提案結果を踏まえ協議し、決定します。
239	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	岩木川取水ポンプ場における耐震補強、劣化補修工事の施工時では、掘削作業や足場設置のため、P.21の図1に示された既設樋の口浄水場敷地の敷地外に仮設用地が必要となります。敷地外の借地等は貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案結果を踏まえ協議し、決定します
240	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	岩木川取水ポンプ場における耐震補強、劣化補修工事の施工に際して、既設樋の口浄水場内で交通規制をする場合、規制が可能な範囲及び、時間帯をご提示ください。	規制可能と考えていますが、範囲、時間帯は協議とします。
241	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	沈砂池の耐震補強においては、沈砂池内面の補強が必要になると考えられるため、2池ある沈砂池のうち、片側を空水にする必要があります。空水にできる時期や期間に制約があればご教授ください。	特に時期、期間の制約はありませんが、既設の運用に関係するので、時期や期間は協議とします。
242	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	様式5(参考)「平成15年度 樋の口浄水場老朽度診断(詳細)設計業務 報告書」内の6.2施設改善方法の立案 1) 土木施設 (5) 耐震補強の方法(ページ番号40)には、沈砂池の躯体については、レベル2の補強は施工が不可であるため、実施せず、レベル1に対応した補強とする記載があります。したがって、本事業はレベル1対応と考えてよろしいでしょうか。また、レベル2対応とする必要がある場合は、どのような設計方法とするかをご教示ください。	過年度に実施した調査、設計等は参考とし、本業務で行う、業務開始時における最新の指針に基づいて検討を行ってください。
243	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	様式5(参考)「平成15年度 樋の口浄水場老朽度診断(詳細)設計業務 報告書」内には、取水施設の上屋の劣化補修の範囲が明記されておりません。また、屋根防水やコンクリートの強度低下対策(シュミットハンマー)については補修は不要となっております。この調査から14年が経過していますが、現在想定している劣化補修の目的と範囲をご教示ください。	調査から14年を経過したこと考慮し、本業務にて詳細設計、補修を行います。劣化補修の範囲については、本業務の調査結果に基づいて行うとご理解ください。
244	要求水準書	43	2.	2.3	1)	(1) 表32	沈砂池及び取水ポンプ施設の耐震補強及び劣化補修については、工事費用算出のために補強範囲と数量をご提示いただき、仕様発注として頂けないでしょうか。また、プロポーザル確定後、耐震構造計算等を実施し、耐震補強案や劣化補修案が変更となる場合は、事業費を変更する対応として頂けないでしょうか。	募集要項に示したとおりとします。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
245	要求水準書	43	2	2.2			変更認可に必要な書類は、2020年10月までに作成することとされていますが、このときに紫外線の実験を終了させ、取得したデータを添付する必要があるという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
246	要求水準書	43	2.	2.1	3)		排水経路等については、既存特定施設の届出書類を参考に、とあります。この届出書類を提供願えないでしょうか。	No216を参照。
247	要求水準書	44	2.	2.3	1)	(1) 表32	導水管⑩新設ルートについては指定ルートと解釈すべきでしょうか。または一例であり、ルートは事業者提案と考えればよろしいでしょうか。	市が現在想定しているルートですが、より良い提案を妨げるものではありません。
248	要求水準書	44	2.	2.3	1)	(3) 表34	計装設備①、測定は電磁流量計とありますが、直管長が確保できるなど、超音波流量計の選定が合理的な場合も考えられます。いかなる場合でも電磁流量計の採用が必要との要求でしょうか。	要求水準のとおりとします。
249	要求水準書	44	2.	2.3	1)	(3) 表34	取水において、濁度およびその他の水質を連続して測定するための計測機器は、取水施設の棟内に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	維持管理性を鑑みた、合理的な位置の提案を望みます。
250	要求水準書	44	2	2.3	1)	(1) 表32	⑩「導水管の新設ルートは別紙3を参照」とあり、別紙3では、新設送水管接続想定箇所と赤い点線で囲まれています。新設ルートの接続点はこの場所に限定されるのでしょうか。	No247を参照。
251	要求水準書	44	2	2.3	1)	(1)	【導水管】⑥「埋設バルブに弁室等」とあります。維持管理の容易性などを考慮すれば、弁室でなく、弁きょうを設置することでもよろしいでしょうか？	認めますが、制御弁や電動弁等を設置する場合は弁室とします。
252	要求水準書	44	2	2.3	1)	(2) 表33	【取水施設】既設の除塵設備におけるし渣の量、質と排出頻度、について、過去5年間ぶん程度をご開示いただけませんか？	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。
253	要求水準書	44	2	2.3	1)	(3) 表34	【計装設備】取水の「濁度」を連続して測定する。とあります。岩木川取水ポンプ場の要求水準に記載されていますが、サンプリング点は岩木川取水ポンプ場に設けず、導水先の新樋の口浄水場の入口でもよろしいでしょうか？	No249を参照。
254	要求水準書	44	2	2.3	1)	(3) 表34	【計装設備】取水の「濁度」を連続して測定する。とあります。岩木川取水ポンプ場の要求水準に記載されていますが、濁度計の設置場所の指定はございますでしょうか？	No249を参照。
255	要求水準書	44	2.	2.3	1)	(1) 表32	導水管②で、耐震継手ダクタイル鋳鉄管の使用範囲は埋設部のみで、取水ポンプ施設(建屋)内は除くものとの理解で宜しいでしょうか。また、施設(建屋)内の管種の指定はないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、施設(建屋)内も耐震管が必要です。
256	要求水準書	44	2.	2.2	1)	(1) 表32	導水管⑦の電食防止対策は、埋設部または水中部の異種金属接合部と理解して宜しいでしょうか。	異種金属起因以外の電食の可能性についても考慮してください。
257	要求水準書	45	2	2.3	2)	(1) 表35	活性炭注入施設、着水井・混和池、フロック形成池、沈澱池、薬品混和池は「複数系列化を図り、2系列清掃、補修時も機能が維持できる構成とすること。」とありますが、「機能が維持できる」とは、どれだけの水量を処理できることを指すのか、具体的な水量をご指定いただけませんか？	要求水準に示す計画浄水量を処理できることとご理解ください。
258	要求水準書	45	2	2.3	2)	(1) 表35	【脱水機棟】は「② 脱水機、ベルトコンベア等を収納し監視室、電気室、ポンプ室等を設置するスペースを確保できる床面積とする。」とありますが、ベルトコンベアの設置は必須でしょうか？	ベルトコンベアの設置を必須とするものではありませんが、運転管理の利便性などから、一般的には設置されているものと理解しています。設置しない場合は、これに代わる合理的な提案を求めます。
259	要求水準書	45	2.	2.3	2)	表35	③上屋を設けるのは浄水施設のみとされていますが、排水施設(排水池・排泥池・濃縮槽)は含まないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、設置を妨げるものではありません。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
260	要求水準書	45	2.	2.3	2)	表35	活性炭注入施設～薬品混和池 「機能が維持できる構成とすること」の機能とは何を示されているか、また、確保すべき水量の水準を設けていただければご教示ください。	No257を参照。
261	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	浄水施設の上屋は鉄骨造として計画してもよろしいでしょうか。その場合は、p47建築計画にある屋根、仕上げ、内部仕上げについては適用しないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P39「構造形式」に示したとおり、鉄筋コンクリート造とします。
262	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	浄水施設の上屋範囲は、活性炭注入施設（設備）、着水井、混和池、ブロック形成池、沈殿池、急速ろ過池、紫外線処理設備（施設）の範囲に上屋を設けるという理解でよろしいでしょうか？	提案する浄水施設には全て上屋を設けてください。
263	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	活性炭注入施設、着水井・混和池、ブロック形成池、沈殿池、薬品混和池に示される2系列清掃とは、同時に2系列を停止し、清掃を行うという意味でしょうか。例えば、着水井であれば最低3系列以上を建設する必要があることが要求水準となるのでしょうか。	要求水準書を「1系列清掃、補修時」へ修正します。
264	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	活性炭注入施設、着水井において、清掃時等にバイパス管を設けることにより、池を通過せずに運用させることはよろしいでしょうか。	要求水準を満足した上でのバイパスの設置は妨げません。
265	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	急速ろ過池に示される1池清掃とは、逆流洗浄や表面洗浄のことであり、2池を同時に停止した場合においても計画浄水量を確保可能な施設とすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	活性炭注入施設について、p50に活性炭処理は粉末活性炭との記載があることから、原水臭気は定常的ではなく、季節性であると理解します。したがって、活性炭の注入時期は限定的であることから、必ずしも複数系列は必要ないと理解しますが、市が複数系列必要と考える理由をご教示ください。また、場合によっては1系列としてもよろしいでしょうか。	活性炭処理の設置目的は臭気除去だけを目的にしたものではありません。要求水準のとおり、複数系統化を求めます。
267	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	各種施設に「2系列清掃」との記載がありますが、どのような意味でしょうか。3系列以上のうち2系列を同時に清掃する想定でしょうか。	No263を参照。
268	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	各種施設は個別で設けることを要求されているのでしょうか。兼用できる水槽があった場合、兼用しても問題ないでしょうか。あるいは、不要と考える水槽があった場合は、設置しないことも可能でしょうか。	合理的な理由がある場合は提案を認めます。
269	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	1池清掃かつ1池補修とは、1池がメンテナンス等で使えない状況で、さらに1池が洗浄となった場合（つまり最大2池がろ過不能）を想定するものでしょうか。もしくは2池が休止中、1池洗浄の最大3池休止を想定するものでしょうか。清掃と補修を同時に行う必要はないため、前者であると解釈しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合わせてNo265もご確認ください。
270	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	濃縮槽の②に記載のある「計画処理固形物量」とは、何か設計条件として設定した数値があるのでしょうか。ある場合には具体的な数値をご教示ください。	具体的な数値は事業者の提案によります。
271	要求水準書	45	2.3		2)	(1)	表35中において、活性炭注入施設～薬品混和池まですべて「2系列清掃、補修時」とありますが、2系列とは各施設においてどのような系列分けを想定されていますか。	No263を参照。
272	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	活性炭注入施設～薬品混和池の各施設に対して、「複数系列化を図り、2系列清掃、補修時も機能が維持できる構成とすること」の要求があります。複数系列とは4系列以上とする解釈で宜しいでしょうか？	No263を参照。
273	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1) 表35	「①構造物は、事業期間終了後も設備を適宜更新しながら継続使用可能な耐久性(地方公営企業法に示す法定耐用年数)を有すること。③ 浄水施設は上屋を設けること。」とあります。上屋も地方公営企業法に示す法定耐用年数を有すれば、浄水施設の上屋は、鉄骨造としてもよろしいでしょうか。	No261を参照。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
274	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1)	表35 「③ 浄水施設は上屋を設けること。」とあります。ここでいう上屋とは、屋根と壁すべてを含むのでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	要求水準書	45	2	2.3	2)	(1)	表34 「③運転制御回路はコントロールセンタ方式を標準とする事」とあります。設備ごとに見れば電動機の負荷数が多いわけではないため、設備の特性を考慮して動力制御盤方式をとることとしてもよろしいでしょうか？	コントロールセンタ方式を標準としますが、負荷の重要性等を考慮したうえで合理的な理由があれば動力制御盤方式とすることは妨げません。
276	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1)	表35 活性炭注入施設、着水井・混和池、フロック形成池、沈澱池、薬品混和池について、2系列清掃、補修時も機能が維持できる構成とあることから、少なくとも各施設3系列以上が必要との理解で宜しいでしょうか。	No261を参照。
277	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1)	表35 活性炭注入施設、着水井・混和池、フロック形成池、沈澱池、薬品混和池について、2系列清掃、補修時も機能が維持できる構成とありますが、2系列清掃、補修時には計画浄水量38,000m <sup>3</sup> /日は必要なく、平均給水量29,100m <sup>3</sup> /日を確保すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。(2系列停止時に確保必要な水量をご教示願えないでしょうか。)	No263を参照願います。なお、求める水量については計画浄水量とご理解ください。
278	要求水準書	45	2.	2.3	2)	(1)	表35 濃縮槽②で、計画処理固形物量から求めた汚泥量を安定的に処理できる機能とありますが、計画処理固形物量を算出するため、計画原水濁度の値をご教示願えないでしょうか。	No270を参照。
279	要求水準書	46	2	2.3	2)	(1)	表35 【紫外線処理設備】紫外線処理設備の要求事項にある実験は変更認可の申請前の設計期間に1回行うことで宜しいでしょうか？	認可取得の要求事項ですので、取得に至る回数を行うものとご理解ください。
280	要求水準書	46	2.	2.3	2)	表35	浄水池 ①有効容量は3000m <sup>3</sup> 以上と示されていますが、この3000m <sup>3</sup> は、逆洗等の洗浄用水・管理棟・水道管理センターへの用水を含んだ容量でしょうか。	ご理解のとおりです。
281	要求水準書	46	2.	2.3	2)	表35	場内配管 ③「耐震性に優れた材料」の「優れた」の判断基準を教えてください。	非耐震管や耐震性能の劣る管以外の管路とご理解ください。
282	要求水準書	46	2.	2.3	2)	表35	場内配管 ②接続箇所が大幅に変わった場合の変更については、契約変更(金額変更)の対象となるのでしょうか。	合理的な理由がある場合は対象となるとご理解ください。
283	要求水準書	46	2.	2.3	2)	(1)	表35 紫外線処理設備に記載の「実験データ」とは、水道技術ガイドライン2010, p132に記載のとおり「紫外線照射が水道水質に与える影響に係る調査のためのJWRC被照射液調整方法」を参考として「臭素酸生成量の実験、処理対象水中の臭化物イオンの存在状況等の把握により、臭素酸への影響を確認すること。」であり、必ずしも現地での実証実験は必要ではないとの解釈でよろしいでしょうか。	厚生労働省の指導により「実証実験」の実施を求めます。
284	要求水準書	46	2.	2.3	2)	(1)	表35 浄水池 有効容量3,000m <sup>3</sup> 以上と指定された根拠についてご説明ください。	No280を参照。
285	要求水準書	46	2.	2.3	2)	(1)	表35 脱水機棟②に関し、事業者が不要と考える部屋についてはスペース確保のみとさせていただいてよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合は提案を認めます。
286	要求水準書	46	2.	2.3	2)	(1)	表35 紫外線実験に使用する原水は、事業者が希望するタイミング・回数にいただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。実験に使用する水は要求水準書P46に記載のとおりです。タイミング・回数についてはNo279を参照。
287	要求水準書	46	2.3		2)	(1)	浄水池で「②池内滞留時間の長期化に伴う水質管理…」とありますが、「長期化に伴う」とは何を指しているのでしょうか。	構造的な理由による滞留等に起因する残塩低下の発生を想定したものとご理解ください。
288	要求水準書	46	2.	2.3	2)	(1)	表35 浄水池容量は3,000m <sup>3</sup> 以上が要求されていますが、浄水処理量から推察するとかなり大きいと考えます。その意図をご教示ください。また、計画上、他の用途水量を上乗せする場合にはこの水量に加算となりますか？	No280を参照。
289	要求水準書	46	2.	2.3	2)	(1)	変更認可にあたり実験が必要となるとありますが、受託後に実施し、いつまでに実験データを取りまとめる必要がありますか。また、変更認可は貴市で実施との理解でよろしいでしょうか	前段について、No245をご確認願います。後段について、変更認可の申請は市で行います。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
290	要求水準書	46	2.	2.4	2)	(1)	浄水池 池内滞留時間の長期化に伴う水質管理に留意した構造とするとありますが、滞留時間の長期化はどのくらいの時間を想定すれば、よろしいでしょうか	No287を参照。
291	要求水準書	46	2.	2.3	2)	(1)	表35 送水ポンプ棟とありますが、6ページには送水ポンプ室(棟)とあります。通常、建築物であると棟という理解であると思いますが、「棟」とするか、「室」とするかは提案によるという理解で宜しいでしょうか。	No76、81を参照。
292	要求水準書	46	2	2.3	2)	(1)	【場内配管】⑧「埋設バルブに弁室等」とあります。維持管理の容易性を考慮すれば、弁室でなく、弁きょうを設置することでもよろしいでしょうか？	No251を参照。
293	要求水準書	46	2	2.3	2)	(1)	表35 【脱水機棟】「監視室、電気室、ポンプ室等を設置するスペース」とあります。管理棟の近傍に脱水機棟を建設することなどにより、電気室・監視室は設けるか設けないかについては事業者提案とすることでもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
294	要求水準書	46	2.	2.3	2)	(1)	表35 場内配管②で、耐震継手ダクタイル鋳鉄管の使用範囲は埋設部のみで、施設(建屋)内は除くものと理解で宜しいでしょうか。また、施設(建屋)内の管種の指定はないものと理解で宜しいでしょうか。	No255を参照。
295	要求水準書	47	2	2.3	2)	(1)	表35 【建築計画】「4. 薬品貯槽の防液堤内、薬品注入ポンプ、洗浄塔、循環ポンプの周辺は耐食仕上げとする。」とありますが、洗浄塔、循環ポンプは使用する薬品の種類、注入方式により設置しないこととしても宜しいでしょうか？	合理的な理由があれば提案を妨げません。
296	要求水準書	47	2.	2.3	2)	表35	場内配管 ⑧「弁室等を設けること」の弁室等には地上から操作する弁筐も含まれますか。	No251を参照。
297	要求水準書	47	2.	2.3	2)	表35	建築計画 2.車いすの通行に関する「可能な限り・・・配慮する」の考え方、判断の仕方を教えてください。	事業者提案とします。
298	要求水準書	47	2.	2.3	2)	表35	建築計画 2.「他施設への見学者ルート」の他施設の対象範囲を教えてください。	事業者提案とします。
299	要求水準書	47	2.	2.3	2)	表35	建築計画 8.足洗い場は、SPCおよび市職員の作業員のみを対象とし、見学者用には求めないこととしてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	2.② 「2F建て以上の場合には、各階までのエレベータの設置」とありますが、収容人員の想定があればご提示下さい。	事業者提案とします。
301	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 送水管の接続箇所が大幅に変わり、増額変更が必要となる場合は、変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	No282を参照。
302	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築計画に示される鉄筋コンクリート造は、浄水施設の上屋もふくまれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 見学者ルートは、事業者の提案であり、エレベータは提案の範囲で計画することでもよろしいでしょうか。	要求水準のとおりとします。 エレベーターの設置目的は、要求水準書P47.2.②をご確認願います。
304	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 4.に示される洗浄塔とはどのような施設でしょうか。	洗浄塔は設備名称の例として記載したものであり設置を義務付けるものではありません。事業者提案とします。
305	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築計画に記載されている要求事項の対象となる建築施設は、どのような定義でしょうか。	要求事項の内容により建築物に限らず本事業範囲内の全施設が対象となり、事業者提案とします。
306	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 見学ルートについては事業者提案によると理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者には積極的な提案を求めます。
307	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 見学ルートに対してのみ、エレベータやスロープなどのバリアフリー設備を設置するという解釈でよろしいでしょうか。	見学ルートのみではありません。
308	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築計画4項にて洗浄塔や循環ポンプの記載がありますが、薬注設備内容は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。また、洗浄塔や循環ポンプを要求される場合、設備概要についてご提示ください。	洗浄塔や循環ポンプは設備呼称の例として記載したものであり設置を義務付けるものではありません。事業者提案とします。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
309	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築計画4項では、防液堤内に耐食仕上げを要求されておりますが、p51薬品注入設備⑦では、薬品室に対して耐薬品性塗装と記載されており、床塗装範囲に蝕蝕が生じております。耐薬品性塗装の範囲をご教示ください。	いずれも漏洩等の恐れのある床面範囲が対象となり、事業者提案によります。
310	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築計画2.に、「原則、管理棟及び駐車場から管理棟までの経路については身障者対策を施す。」とあり、これに続く①、②に対象者と対応レベルが記載されています。これは、「管理棟の内部および駐車場から管理棟までの経路については、①、②に示された対応を実施することを原則とする。」と理解できますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築計画2.に、「可能な限り他施設への見学者ルート部分については、車椅子での通行が可能となるよう配慮する。」とあります。これは管理棟以外の施設に関しては、事業者が車いすでの通行を可能とする範囲を決定し、提案すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築計画4.の洗浄塔の設置する目的を明記してください。	洗浄塔は設備名称の例として記載したものであり設置を義務付けるものではありません。事業者提案とします。
313	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 「施設内適所に手洗い器を設置」とありますが、施設内適所についてその施設名称、室名をご教示ください。	必要に応じて設置と示してあるとおり、合理的な設置の提案を望みます。
314	要求水準書	47	2.	2.3	2)	(1)	表35 場内配管⑩で、送水管の接続箇所が大幅に変わり、提案よりも費用が増大する場合には、提案費用（事業費）の見直しが認められるとの理解で宜しいでしょうか。	No282を参照。
315	要求水準書	48	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築計画の項目11①における渡り廊下は、排水処理施設、送水施設には要求されていないとの理解で宜しいでしょうか。	排水処理施設はご理解のとおりです。送水施設は渡り廊下又は管廊よる維持管理動線を確保してください。
316	要求水準書	48	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築計画の項目8において各棟の出入口前に足洗い場を設けるとありますが、表9の棟と表現されている施設のみという理解で宜しいでしょうか。	建物に入る際の履物等の洗い場を目的に設置する設備であることをご理解の上、適切な箇所に設置することを求めます。
317	要求水準書	48	2.	2.3	2)	表35	建築計画 11.①渡り廊下が場内道路を跨がなければ、下部を車両の通行が可能となる高さを確保しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
318	要求水準書	48	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築機械設備の2.上水の給水についてに示される浄水場の用水とは、新種の口浄水場で作られた水であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	要求水準書	48	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築機械設備2項②、既存の水道管理センターへの給水量および給水圧についてご教示ください。	一日最大給水量は15m <sup>3</sup> /日程度です。時間最大給水量は2m <sup>3</sup> /hです。給水圧は水道管理センター入り口で0.2MPaを確保してください。
320	要求水準書	48	2.	2.3	2)	(1)	表35 水道管理センターでの使用水量をご教示ください。また、分界点とするメータ設置は必要となるのでしょうか？	水道管理センターでの使用水量はNo319をご参照ください。メータ設置は必要です。
321	要求水準書	48	2.	2.5	2)	(1)	建築計画 騒音を生じる部屋は防音構造とするとありますが、もともと騒音規制はないため、防音構造のレベルは事業者提案だという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりですが、周辺環境に配慮した提案を求めます。
322	要求水準書	49	2.	2.3	2)	表35	建築計画 【建築機械設備】3.の合併浄化槽は、水道管理センターの汚水量も含まれますか。それとも新設用地内分の汚水量のみですか。	新設用地内分です。（新種の口浄水場）
323	要求水準書	49	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築機械設備の6.温湿度環境の制御は、温度を対象として理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
324	要求水準書	49	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築機械設備2項②に「浄水場の用水とする」とありますが、用水とは浄水池の水を加圧給水するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答	
325	要求水準書	49	2.	2.3	2)	(1)	表35 建築計画6.の①「年間を通して快適な居室環境となるよう、温湿度環境が制御可能な断熱計画、空調計画により空調設備を設けること。」とありますが、エアコンによる温度管理と除湿と理解してよろしいでしょうか。また上記が不可の場合、湿度制御が必要な居室名、湿度条件をご教授ください。	ご理解のとおりです。	
326	要求水準書	50	2	2.3	2)	(2)	表36 【活性炭処理設備】「最大浄水量における粉末活性炭接触時間が20分以上確保できること」とあります。これは独立した「粉末活性炭接触槽」でなくとも、ブロック形成池やそれに類する池で、活性炭注入点以降の着水井を含む活性炭が浮遊状態にある時間が20分以上確保できていればよろしいでしょうか？	ブロック形成池前までに20分以上を確保することを求め、接触槽の設置は事業者提案とします。 以上を踏まえ、要求水準書を修正します。	
327	要求水準書	50	2	2.3	2)	(2)	表36 【活性炭処理設備】「粉末活性炭の貯留設備は、平均注入量の10日分の容量を有するものとする。」とありますが、10日分の活性炭はフレコンパック貯留することとし、そのためのスペースを確保することとしても宜しいでしょうか。	事業者提案とします。	
328	要求水準書	50	2	2.3	2)	(2)	表36 【活性炭処理設備】活性炭処理設備は「最大浄水量における粉末活性炭接触時間が20分以上確保できること。」とありますが、ここで言う最大浄水量とは、表1に示す計画浄水量(38,000m <sup>3</sup> /日)と理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
329	要求水準書	50	2.	2.3	2)	(1)	表35 管理棟1項②③、会議室内の備品については市の担当範囲と考えますがよろしいでしょうか。	事業者の担当範囲です。	
330	要求水準書	50	2.	2.3	2)	(2)	表36 活性炭処理設備③について、合理的な設計を行うために活性炭接触池は1系列での設計が適当と考えますが問題ないでしょうか。	No266を参照。	
331	要求水準書	50	2.	2.3	2)	(1)	表35 管理棟1.の②③「会議室(1)(2)の配置場所が1F」とありますが、見学者動線等の提案の中で2Fへ配置することは可能でしょうか。不可の場合は、その理由をご教授ください。	要求水準書のとおりとします。見学者の案内や、浄水場内への必要以上の出入りを制限する観点から1Fへの設置を求めます。	
332	要求水準書	50	2.	2.3	3)	(1)	表35 表35の管理棟において、「運転管理に必要な備品」とありますが、防災用機材等も含め、取り揃えが必須と想定されている備品をご教授ください。	事業者が運転管理に必要と考える備品をご提案ください。	
333	要求水準書	50	2	2.3	2)	(1)	表35 【管理棟】1①、② 会議室が1Fであるのは指定でしょうか？	No331を参照。	
334	要求水準書	51	2	2.3	2)	(2)	表36 【薬品注入設備】「薬品貯蔵槽は2槽以上設置する。」とありますが、高濁時等の非常時のみに注入する薬品についても2槽必要とお考えでしょうか？	ご理解のとおりです。	
335	要求水準書	51	2	2.3	2)	(2)	表36 公益財団法人水道技術研究センターの「紫外線照射装置JWRC 技術審査基準」に適合し、公益財団法人水道技術研究センターの基準適合認定した製品を使用すること、とあります。表流水を原水とする場合の「技術審査基準」は質問書提出時点では存在しておらず、基準適合認定もできないと考えられます。2026年4月の供用開始時点で、製品が基準適合認定を受けていればよろしいでしょうか。また、提案書の提出時点では、「基準適合認定を受ける予定」であればよろしいでしょうか？	設置時点において、基準適合認定を受けた製品の使用を求めます。	
336	要求水準書	51	2.	2.3	2)	(2)	表36 沈殿池 ①沈殿池は横流式とし、…とありますが、事業者設計を制限する内容となっています。限定される理由をご教授ください。	市として、技術的観点、維持管理性等の観点から最適な方式と判断しました。	
337	要求水準書	51	表36					凝集剤の選定は、日本水道協会規格を満たしていれば、事業者の自由裁量で選定してもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
338	要求水準書	51	2.	2.3	(2)	表36		沈殿池の方式は横流式とありますが、建設工事費の大幅なコストダウンが図れ、同等程度の処理能力が得られる場合、他の処理方式への変更は認められますか。	要求水準書のとおりとします。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目					質問内容	回答
339	要求水準書	51	2.	2.3	2)	(2)	表36	薬品注入設備③、全ての薬品注入配管は注入点ごとに2本と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	要求水準書	51	2.	2.3	2)	(2)	表36	薬品注入設備③、注入ポンプの予備機は池の系列毎に予備機とありますが、予備機を共通とできる場合はこの限りではないと理解してよろしいでしょうか。	予備機を系列ごとに設置することを求めます。
341	要求水準書	51	2.	2.3	2)	(2)	表36	薬品注入設備⑩、必要な量の判断は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
342	要求水準書	51	2.	2.3	2)	(2)	表36	紫外線処理設備①にご記載の、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第6号）」については、紫外線装置に対する技術的要件が従来と変わっており、これに対応するJWRCの技術審査基準が現時点ではありません。現行の適合機体が、新基準では不適合となる可能性もあるため、本工事においては、装置設置までに本省令に準じた適合認定を受ける、という理解でよろしいでしょうか。	No335を参照。
343	要求水準書	51	2	2.3	2)	(2)	表36	【薬品注入設備】③ 「薬品注入配管は、池の系列一つにつき、2系列設置」とあります。薬品ポンプ～注入点までを2系列設置することが求められているのか、注入点のみ2系列設置することが求められているのか、いずれでしょうか？	薬品ポンプ～注入点までを2系列化することを求めます。
344	要求水準書	51	2	2.3	2)	(2)	表36	【沈澱池】 ・「沈澱池は横流式とする」とされています。 凝集沈澱池は、水道施設設計指針(2016)においては、横流式沈澱池、傾斜板式等、高速凝集沈澱池の3つに区分されています(表5.5.1)。本事業で準拠するとされている、PFI法では「民間事業者の自主性と創意工夫を尊重する」とされていることから、この観点を踏まえ、沈澱池を高速凝集沈澱池で提案させていただくことを許容していただけないでしょうか？	No336、338を参照。
345	要求水準書	52	2.	2.3	(2)	表36	表37	紫外線照射設備⑥に記述してある濁度計と計装設備④に記述してある濁度計は、共通な濁度計との認識でよろしいですか。	別の設備とご理解ください。
346	要求水準書	52					表37	受変電設備① 「既存施設への配電を行う」に関して、既存施設の機器は改造等の必要がないものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	要求水準書	52	2.	2.3	2)	(2)	表36	送水施設②、流量計は電磁流量計に限定されますか。超音波流量計の採用は不可でしょうか。	No248を参照。
348	要求水準書	52	2.	2.3	2)	(2)	表36	送水施設③および別紙3、既設送水管は2本ありますが、1本は予備でしょうか。それとも常時2本を使用しており、1本での運用は不可でしょうか。2本を同時に使用する場合、2本への分配量調整は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段：2本とも常時使用している送水管です。 中段：1本での運用も可能な施設としてください。 後段：分配量調整は不要です。 要求水準書を変更します。
349	要求水準書	52	2.	2.3	2)	(2)	表36	送水施設③、契約後に既設送水管との接続位置が別紙3を超える範囲で変更となった場合、設計変更の対象と理解しますがよろしいでしょうか。	No282を参照。
350	要求水準書	52	2.	2.3	2)	(2)	表36	送水施設からの既設送水管は2条(系列)でこれに接続する要求ですが、この現状の運用・運転方法や常盤坂配水池廻りの流入・出配管形態(特に管の立ち上がり高さ、流出管と送水管アルートとの連結部など)の詳細図をご提示願います。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。
351	要求水準書	52	2.	2.3	2)	(2)	表36	「ポンプ室から既設管の接続部まで布設することとし、その取合の位置については事業者の提案を基に、市と協議して決定するものとする。」とありますが、事業者が計画した送水ライン延長と実際協議後の送水ライン延長が異なる場合は設計変更として考えてよろしいでしょうか。	No282を参照。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
352	要求水準書	52	2	2.3	2)	(2)	表36 【排水処理施設】① 処理量については、想定する原水濁度データを基に、各自の浄水フローを勘案して排水処理施設の設計を行うこと。とあります。 「想定する原水濁度データ」とは、要求水準書p37にある「過去5年間の高濁度の履歴」や参考資料の原水データを指しますか？それとも、これらのデータを参考に事業者が想定することを指しておられますか？	過去の原水水質データをもとに、事業者が想定する水質とご理解ください。
353	要求水準書	52	2.	2.3	2)	(2)	表36 排水処理施設①で、想定する濁度データを基に、とありますが、計画原水濁度の値をご提示願えないでしょうか。	No352を参照。
354	要求水準書	53					表37 受変電設備② 動力変圧器の1台休止時における運用とは、計画浄水量(38,000m <sup>3</sup> /日)を保持するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	要求水準書	53	2.	2.3	2)	(3)	表37 計装設備②、仮に流量計を超音波式とした場合、パイパス管は不要と考えてよろしいでしょうか。	No248を参照。
356	要求水準書	53	2.	2.3	2)	(3)	表37 計装設備④、ろ過池出口の濁度は原則ろ過池ごとに測定とありますが、任意のろ過池の濁度が測定可能であればよいと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
357	要求水準書	53	2	2.3	2)	(3)	表37 非常用自家発電設備④ 途中給油を行うことで72時間連続運転を行うとの理解で宜しいでしょうか。	途中給油は行わずに72時間の連続運転を求めます。
358	要求水準書	53	2.	2.3	2)	(3)	監視制御設備③「水道管理センターで…設置すること」とありますが、クラウドシステムによる運転状況を確認することは可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	要求水準書	53	表37				「動力変圧器は、1台休止時にも運用できるように、2バンク構成とすること」と記載されていますが、動力変圧器とは、プラント運用に関連する負荷動力用変圧器との理解でよろしいでしょうか。 (建築負荷用動力やプラント運用に影響がない負荷用の電源は含まない)	ご理解のとおりです。
360	要求水準書	54	2	2.3	2)	(3)	表37 【監視制御設備】「⑧ 既設岩木川取水堰監視カメラ用モニター操作卓及び放送設備について、新極の口浄水場へ一部移設するものとする。」とありますが、ここで言う一部とは何を指すのでしょうか、御教示願います。	参考資料NO12をご確認ください。また、資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。
361	要求水準書	54					表37 監視制御設備⑤ 場外系監視制御装置は一部を移設とありますが、移設作業は本事業、移設時の装置及びシステム停止養生、移設後の装置及びシステムの健全性確認は本事業範囲外と考えます。	移設作業、移設時の装置及びシステム停止養生、移設後の想定及びシステムの健全性確認も本事業業務範囲とご理解ください。
362	要求水準書	54	2	2.3	2)	(3)	表37 監視制御設備④「既設部分に関する計装信号を取り込む」とございますが、取り込む対象信号をご提示願います。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。
363	要求水準書	54	2	2.3	2)	(3)	表37 監視制御設備⑤「場外施設監視制御装置の一部を移設し運用する。」とございますが、監視装置の一部の範囲の詳細のわかる図面及び資料(寸法等)をご提示願います。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。
364	要求水準書	54	2	2.3	2)	(3)	表37 監視制御設備⑧監視カメラ用モニター操作卓及び放送設備の移設に關しまして、範囲の詳細のわかる図面及び資料(寸法等)をご提示願います。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。
365	要求水準書	54	2	2.3	2)	(3)	表37 監視制御設備⑩「設備単位でプロセスコントローラを設置」と記載がございますが、監視制御設備②に記載のとおりの「取水・浄水・送水関連用」、「排水処理関連用」の2設備のとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
366	要求水準書	54	2	2.3	2)	(3)	表37 監視制御設備⑫「コントロールセンタ方式を標準とすること。」と記載がございますが、必要に応じて動力制御盤とすることは可能との理解で宜しいでしょうか(兼注ポンプ、単相バルブ等)。	No275を参照。
367	要求水準書	54	2.	2.3	2)	(3)	監視制御設備④「既設部分…取り込むこととする」とありますが、具体的な信号仕様(点数、種別など)をご教授ください。	No362を参照。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
368	要求水準書	54	2.	2.3	2)	(3)	監視制御設備⑦「将来…更新を予定している」とありますが、いつ頃の予定かご教授ください。	10年後を目途に更新予定です。
369	要求水準書	54	2.	2.3	2)	(3)	監視制御設備⑤⑧について、移設した設備の定期点検（法定点検含む）、修繕業務は対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
370	要求水準書	54	2	2.3	2)	(3)	表37 【監視制御設備】⑤及び⑧で、装置の一部移設とあります。既設置メーカーの仕様によるため、既設設備の設置メーカーをご教示ください。	⑤は横河電機㈱です。 ⑧は㈱JVCケンウッドです
371	要求水準書	54	2	2.3	2)	(3)	表37 ⑩プロセスコントローラの設置とあります。プロセスコントローラと同等の機能を有する装置を設置することでも構いませんか？	同等の機能を有する装置であれば構いません。
372	要求水準書	54	2	2.3	2)	(3)	表37 ⑭で、「管理対象となる既設設備の運用を考慮した」と記載されています。ここでいう「管理対象となる既設設備」とは具体的には何を指しているでしょうか？別表10、別表11で示されている場外施設は既存の監視設備を転用することから含まれないと考えてよろしいでしょうか？	前段：管理対象は、別表10、11で示した既存設備です。 後段：将来更新時に情報を取り込める監視設備としてください。
373	要求水準書	54	2	2.3	2)	(3)	表37 「⑮運転制御回路はコントロールセンタ方式を標準とする事」とあります。設備ごとに見れば電動機の負荷数が多いわけでないため、設備の特性を考慮して動力制御方式をとることとしてもよろしいでしょうか？	No275を参照。
374	要求水準書	55	2.	2.3	2)	表38	外構・場内整備 ⑤「維持管理上必要な場内散水栓」維持管理上とはSPCが運転管理に必要なものに限定してよいでしょうか。別途市側で必要なものについては提示してください。	SPCが運転管理に必要なものに限定してよろしいです。
375	要求水準書	55	2.	2.3	2)	表38	外構・場内整備 ⑥大型工事車輛の通行を考慮する道路は、場内すべての道路でなく、提案書で示す大型車想定道路のみとしてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
376	要求水準書	55	2.	2.3	2)	表38	外構・場内整備 ⑦従業員用の従業員とは、SPCの従業員のみでしょうか。市職員が含まれば、何台分か教えて下さい。	SPCの従業員のみです。
377	要求水準書	55	2.	2.3	2)	表38	外構・場内整備 ⑧雪を保管できる場所の広さを決める条件があれば教えてください（例：何日分、何m3分など）。また、その除雪の範囲は新建設用地内のみと判断してよろしいでしょうか。	条件はございません。 除雪範囲は新樋の口浄水場敷地内です。
378	要求水準書	55	2.	2.3	3)	(4)	⑥ 「場内の…舗装構成等については、大型工事車両の通行も考慮した構造とする。」とありますが、道路幅員について想定値があればご提示下さい。	事業者提案とします。
379	要求水準書	55	2.	2.3	2)	(4)	表38 ①はどのような危機を想定しての要求でしょうか。	一方の入出門が何等かの要因で使用不可になるような状況を想定しています。
380	要求水準書	55	2.	2.3	(2)	(4)	表38 「入出場門は、危機管理時の二重動線を考慮した配置とすること。」とありますが、ここでいう危機管理とはどのような事態を想定されていますか。	No379を参照。
381	要求水準書	55	2.	2.3	(2)	(4)	表38 場内除雪時に発生する雪を保管できる場所を確保することとありますが、場内除雪時の「場内」とは新樋の口浄水場の場内のみを指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
382	要求水準書	55	2.	2.3	(2)	(4)	表38 弘前市で降雨量や降雪量の設計基準を定めている場合はご提示ください	事業者提案とします。
383	要求水準書	55	2.	2.3	(2)	(4)	表38 弘前市で定める基準の降雪量を上まわる様な異常な積雪があった場合は、市の所掌範囲で場外排出も可能と理解して宜しいでしょうか。その場合の排出場所や排出方法をご指示いただけますでしょうか。	事業者の責で排出してください。
384	要求水準書	56	2	3)	(1)		常盤坂配水ポンプ場を将来更新すると思いますが、何年後に更新と考えてよろしいでしょうか。	15年後を目途に更新を考えております。
385	要求水準書	56	2	3)	(1)		常盤坂配水ポンプ場を将来更新する際の必要面積は100m2程度とありますが、各設備（ポンプ、自家発、電気設備）の面積内訳をご教示ください。	現在想定している内訳はありません。
386	要求水準書	56	2.	2.3	3)	表39	構造 将来の増築は、本事業で築造する建屋を増築する、もしくは別棟で増築するの指定はありますか。	建屋を増築とします。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答	
387	要求水準書	56	2.	2.3	3)	(1)	表39 場内配管の検討にあたり、配水池やポンプ場周囲の場内配管施工図およびそのCADデータの提供をお願いいたします。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。	
388	要求水準書	56	2.	2.3	3)	(2)	表40 送水施設②、流量計は電磁流量計に限定されますか。超音波流量計の採用は不可でしょうか。	No248を参照。	
389	要求水準書	56	2.	2.3	3)	(2)	表40 参考資料によれば、常盤坂増圧ポンプ場から原ヶ平配水池までの配管は、既設Φ500という記述と将来更新Φ600という記述があります。本事業においては、どちらの配管径を想定したポンプ選定を行えば良いでしょうか。	φ500mmです。	
390	要求水準書	56	2.	2.3	3)	(2)	表40 原ヶ平配水池の流入管形態の判明可能な図面をご提示願います。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。	
391	要求水準書	56	2.	2.3	3)	(1)	表39 表39の送水ポンプ棟において、「運転管理に必要な備品」とありますが、防災用機材等も含め、取り揃えが必須と想定されている備品をご教授ください。	事業者が運転管理に必要と考える備品をご提案ください。	
392	要求水準書	56	2.	2.3	3)	(1)	表39 構造③で「将来増築できるスペースを考慮した計画、増築に必要な面積は100m <sup>2</sup> 程度」とありますが、新常盤坂ポンプ場建設予定地内に、将来常盤坂配水池ポンプ場を増築するための敷地を確保しておくとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
393	要求水準書	57	2.	2.3	3)		表42 ④雪を保管できる場所の広さを決める条件があれば教えてください(例:何日分、何m <sup>3</sup> 分など)。また、それに係る除雪の範囲は、新ポンプ場敷地内のみとし、隣接する既設の配水池・ポンプ場は対象外としてよろしいでしょうか。	条件はございません。除雪の範囲は更新対象施設となる新常盤坂増圧ポンプ場敷地内および、要求水準書、表18にあるとおり、隣接する既設の配水池・ポンプ場も対象です。	
394	要求水準書	57	2.	2.3	4)			設計業務とは、基本設計の提出後に詳細設計を実施することを考えております。その場合基本設計に対して市側からの要望により変更となった部分については請負工事費も変更になると考えております。この様な理解でよろしいでしょうか。	事業期間内における、要求水準及び事業者提案に基づいた市の要望は、変更の対象外です。
395	要求水準書	57	2.	2.3	4)	オ		工事費内訳書について、実施設計に基づく数量に対して提案時の単価を乗じたものを提出することと考えておりますがこの様な理解でよろしいでしょうか。	詳細設計に基づいて数量を算出してください。
396	要求水準書	57	2.	2.4	4)	オ		工事費内訳書、数量計算書を提出することになりますが、DBOは特性上、契約金額は設計前の数量等が不確定な段階での積算額が基本となるため、設計終了後の工事費内訳書に係る単価は必ずしも公共工事単価等に限定されることは無い(事業者見積単価も採用可)と理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
397	要求水準書	57	2	2.3	3)	(4)	表42 新常盤坂増圧ポンプ場の雪の保管場所について、建設予定地内に雪を置く場所を確保することが困難な場合、建設予定地外に雪を置くことで宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して協議とします。	
398	要求水準書	58	2.	2.4	1)	ア～サ		これらの調査に関して過去に行ったことのある調査があれば教えてください。もしあれば情報開示は可能でしょうか。	過去に調査は行っていません。
399	要求水準書	58	2.	2.4	1)	ク		遺跡・文化財調査に関して、先に公表された実施方針に関する質問書・回答書No251にて、遺跡調査の対象区域ではないので、調査は行っておらず予定もないとされていますが、特に理由がない限りは、行う必要はないと判断してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
400	要求水準書	58	2.	2.5	1)	オ		「使用機材は、新品に限る。」とありますが、仮囲いや足場等の仮設材は除くと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
401	要求水準書	58	2.	2.5	1)			工事監理(工事管理?)内容については、要求水準に示されていないため民間側の考え方をもちて実施できるものと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	厚生労働省や国土交通省、青森県の共通仕様書等に基づいて実施してください。
402	要求水準書	58	2.	2.5	1)	オ		「使用機材」とは、「納入後に使用される機材」を指し、仮設機材などは含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
403	要求水準書	58	2.	2.5	3)	ウ	設備台帳については、現状、貴市にて運用している設備台帳に入力可能なデータを提供するという理解でよろしいでしょうか。設備台帳の新規作成を要求される場合には、そのグレード（エクセルに入力する程度、専用ソフトの使用など）をご教示ください。	ご理解のとおりです。設備台帳の新規作成は求めませんが、エクセルと互換性のある形式で運用できるものを求めます。
404	要求水準書	58	2	2.5	1)	オ	「使用機材は新品に限る」とあります。新品とするのは、最終的に納入する構造物、機械・電気設備と考えてよろしいでしょうか？建設機械や足場といった、建設中のみしようする資材・機材は、新品とせず、リース品などで賄ってもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
405	要求水準書	59	2.	2.5	5)		工事期間中に使用する水道（水張試験用水としても使用いたします）について、分岐可能な位置をご教示ください。	後日公表する要求水準書（第1回変更版）別紙3に明記しますのでご確認願います。
406	要求水準書	59	2.	2.5	5)		工事期間中の対応について、試運転方法に示されていないため、試運転方法については民間側での提案に基づき実施できると考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
407	要求水準書	59	2.	2.5	5)	ア	工事期間中の水道の対応について、試運転水量は市側から提供可能と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	No195を参照。
408	要求水準書	59	2.	2.5	5)		工事期間中の排水について、試運転時に発生する排水の具体的な放流先は、市側から指定頂くと考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	指定はしません。事業者の提案をもって協議します。
409	要求水準書	59	2.	2.5	5)	ア	新樋の口浄水場範囲に、既設樋の口浄水場等からの水道配管は敷設済みでしょうか。	未布設です。
410	要求水準書	59	2.	2.5	5)		建設工事に必要となる仮設水道について新樋の口浄水場建設用地から最も近い接続点をご教授ください。	No405を参照。
411	要求水準書	59	2.	2.5	5)		工事期間中の試運転方法については事業者側での提案に基づき実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
412	要求水準書	59	2.	2.5	5)		試運転で使用する原水については、無償で提供いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	No195を参照。
413	要求水準書	59	2.	2.5	5)		試運転で使用できる原水量に制約はあるでしょうか。制約がある場合、日量何m3（あるいは時間あたり何m3）まで使用可能かご教示願えないでしょうか。	No128を参照。使用可能水量については、試運転実施時の給水量等により大きく変動することから、協議により決定します。
414	要求水準書	62	3	3.3			「当該施設における自家用電気工作物の保安管理については、事業者が行う当該業務に含むものとする」とありますが、自家用電気工作物とは何を指しておりますでしょうか。	水道管理センター及び岩木川取水堰操作場の電気工作物です。
415	要求水準書	63	3.	3.5			修繕業務 実施方針により修繕金額の上限設定を検討されておりましたが、要求水準書等には記載がありません。1件あたりの金額及び年間上限金額は設定されない理解でよろしいでしょうか。	更新対象施設の事業期間中の修繕は、全て事業者負担です。場外施設の修繕業務は市で行います。
416	要求水準書	63	3.	3.5			本事業で更新した施設及び設備には、岩木川取水ポンプ場も含まれるとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
417	要求水準書	63	3.	3.4	1)	②	20Lのサンプリング水の保管場所について指定はあるでしょうか。	直射日光や高温となる場所を避けることができる冷暗所とします。
418	要求水準書	63	3	3.5			事業者が更新した範囲のみが修繕業務の対象範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
419	要求水準書	63	3.	4	2)		場外施設の水質管理業務は、中央監視室からの監視によるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
420	要求水準書	64	3.	3.6	2)		池内の清掃 …定期的に清掃を行うこととありますが、流入弁、流出弁、連絡弁等の弁操作の責任区分、地域への広報活動、排水処理方法とその排水先などの詳細をご教授ください。	清掃に伴う弁操作等の責任は事業者となります。濁り等の発生を極力おさえる提案を求めます。
421	要求水準書	64	3.	3.8	1)		浄水汚泥等の処分費の記載箇所は、様式集p67の様式IV-5①のその他費用欄との理解で宜しいでしょうか。	様式は記載例です。事業者の任意で記載してください。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
422	要求水準書	64	3.	3.8	2)		浄水汚泥等の有効利用に関する提案内容の記載は、様式集p38の様式Ⅲ-14運転管理業務計画（更新対象施設）及びp75の様式Ⅳ-9①長期収支計画収入欄のその他との理解で宜しいでしょうか。	様式は記載例です。事業者の任意で記載してください。
423	要求水準書	64	3.	6	3)	③	場外施設における池内の清掃により生じた廃棄物の処分は、他の場外施設廃棄物と同様に、貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。 また、清掃にはバキュームダンパー車などを用いることになると考えられますが、貴市手配運搬車両に積み替え、搬出するとの理解でよろしいでしょうか。また、現在の清掃方法と処分状況をご教示ください。	前段・中段：ご理解の通りです。 後段：潜水土による清掃を行い、廃棄物として処分しています。
424	要求水準書	65	3.	3.10	2)		既設樋の口浄水場で使用されている薬品の銘柄、等級、使用量は、参考資料申請によりNo.16「既設樋の口浄水場 運転管理日報・月報」の提供を受け、確認する理解でよろしいでしょうか。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。
425	要求水準書	66	3	14			見学対応の実績をご開示ください。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書（その2）」をご確認いただき、申請願います。
426	要求水準書	66	3.	3.13	2)		監視設備の仕様が、2. 樋の口浄水場用更新設備業務に記述がありませんが、仕様は事業者の提案によるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
427	要求水準書	66	3	3.13	2)		侵入監視設備について、2. 3項の各施設の要求水準に記載がございません。侵入監視設備は、本工事に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
428	要求水準書	66	3.	3.14	1)	③	見学に関して過去実績からみて、何班程度で行うのが通常でしょうか。1班当たりは何人程度で行われますでしょうか。	No425を参照し、事業者提案とします。
429	要求水準書	66	3.	3.11		③	杉山配水場までの道路を除雪する場合の除雪後の排雪処理の場所をご提示ください。	排雪は行っていません。
430	要求水準書	66	3.	3.11		③	杉山配水場までの道路の除雪について、乗用車が走行可能な程度の除雪と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
431	要求水準書	66	3.	11	1)		場外施設の除雪は、日常点検や臨時に行う作業の際に実施し、積雪毎の除雪は不要と理解してよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
432	要求水準書	66	3.	3.11	1)	③	「杉山配水場までの道路」とあるが、その除雪範囲や頻度について、ご教示ください。	No429、No430を参照。 頻度は事業者提案とします。
433	要求水準書	66	3.	13			場外施設の門扉は、冬季に積雪や凍結により開閉が困難になることが予想されますが、その際には門扉に代えてチェーン等で区画することは可能でしょうか。	可能ですが、第3者が容易に立ち入らないような対策を講じてください。
434	要求水準書	66	3.	3.14	1)		見学者の引率は1校あたり何時間を想定しているか。また、見学対応者1名に対し見学者何名など目安があるか、ご教示ください。	No425を参照し、事業者提案とします。
435	要求水準書	66	3.	14	1)		見学者の年間来場予定者数をご教示ください。	No425を参照し、事業者提案とします。
436	要求水準書	66	3.	3.14	1)	③	「1日あたり最大で小学生60人を見込む」とあるが、その頻度をご教授下さい。また、小学生以外の見学者についてはどういった方々を想定しているか、ご教示ください。	No425を参照し、事業者提案とします。
437	要求水準書	67	3	15	2)	(2) ア	第三者賠償責任保険とあり、運転管理業務委託契約書(案)の第55条(保険)には、水道賠償責任保険とあります。水道賠償責任保険は、日本水道協会の保険名称ですが、同等の賠償責任保険に入るとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 運転管理業務委託契約書(案)を修正します。
438	要求水準書	67	3.	3.14	2)		説明用パンフレットは年間何部準備すれば良いか、ご教示ください。	No425を参考にし、事業者にて想定願います。
439	要求水準書	68	3	3.17	2)		「事業期間終了後1年以内に劣化による更新を要することのない状態で施設及び設備等を引渡すこと。」とあります。 「1年以内に劣化による更新を要することのない」について、消耗品の交換はこの範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
440	要求水準書	69	3.	3.18	2)	②	ユーティリティ：市との分界点とは、水道管理センター及び取水堰操作場への供給として、電力量、水道使用水量、排（汚）水量、LPGなど全てのメーター設置が対象となりますか？電気分界点以外に所掌範囲があればご教示をお願いします。また、岩木川取水堰操作場の管理主体は貴市ですか？料金負担は事業者となりますか？	前段：水道と電気を対象とします。 後段：岩木川取水堰操作場の管理は要求水準書表18を参照してください。料金負担は市です。
441	要求水準書	70	別紙1				当事業の新樋の口浄水場の用地及び岩木川取水ポンプ場の用地(赤線囲い)として設定されていない既設樋の口浄水場の用地(青線囲い)について施工時に必要なヤードや資材仮置きヤードとして使用することは可能でしょうか。	原則、既設用地は使用不可、新用地のみとしますが、協議によります。
442	要求水準書	70	別紙1				新土淵川への放流水門の設備については、現状のまま使用できると考えてよいでしょうか。使用できず改良が必要となった場合は設計変更の対象でしょうか。	No229を参照。
443	要求水準書	-	別紙6				水道管理センターへの給電について、400Vで給電し、電力子メータまでとし、その先は、本工事範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
444	要求水準書	-	別紙8				監視カメラ用モニター、操作卓、放送設備について、樋の口浄水場より移設、とありますが、図面では水道管理センターにも設備が残っているように読めます。これについては一部移設という理解でよろしいでしょうか。その場合には、移設対象機器をご明示ください。	No364を参照。
445	別紙6 新樋ノ口浄水場 電気設備構想図(案)	-	別紙6				岩木川取水ポンプ場から既設取水堰操作室への電源電圧をお教え願います。	3相200Vです。
446	要求水準書						質問回答に対する再質問の機会を設けるようご検討ください。	ご意見として承ります。
447	要求水準書	別紙2					取水ポンプ場は耐震補強の対象となっておりますが、耐震補強に合わせて拡張などを行なうことは可能でしょうか。	用地内に限り、合理的な理由がある場合は認めます。
448	要求水準書	別紙3					排水先として敷地外の新土淵川樋門が示されていますが、所有者は弘前市でしょうか。また、改修が必要と判断した場合、当該事業の対象となりますか？	No229を参照。
449	要求水準書	別紙3					送水管他想定図のルートを検討する際には、既設埋設管等の位置が重要となります。現状の埋設管位置図をご提示願います。	No213を参照。
450	要求水準書	別紙3					既設A系及びB系送水管の両方に新設送水管を接続し、常盤坂配水池へは2系統同時に送水するとの理解で宜しいでしょうか。	No348を参照。
451	要求水準書	別紙3					①既設A系及びB系送水管について、常盤坂配水池まで2系統で送られているのでしょうか。それとも、どこかで1本に合流しているのでしょうか。 ②2系統で送られている場合、2系統ともφ600で常盤坂配水池まで接続しているのか、どこかで口径が変わっているのか（それぞれの場所でのφ何mmに変わっているか）どちらでしょうか。 ③1本に合流している場合、どの場所でのφ何mmになっているのでしょうか。	資料を提供しますので、近日中に公表する「参考資料提供申請書(その2)」をご確認いただき、申請願います。
452	要求水準書	別紙4					前項の質問と同様に、別紙4に示される⑥常盤坂配水池入り口～⑦原ヶ平配水池間の縦断データについて、区間ごとの管種・管径をご提示願えないでしょうか。	No451を参照。
453	要求水準書	別紙4					樋ノ口浄水場～常盤坂増圧ポンプ場～原ヶ平配水池の情報がありますが、口径内訳もご教示ください。	No451を参照。
454	要求水準書	別紙4					別紙4に示される①樋の口浄水場～⑥常盤坂配水池入口の縦断データはA系、B系いずれのものでしょうか。どちらか一方のデータである場合、他方のデータもご提示願えないでしょうか。	A系です。 B系のデータはありません。平面図を示すので、事業者で確認してください。
455	要求水準書	別紙4					別紙4に示される①樋の口浄水場～⑥常盤坂配水池入口の縦断データに関し、A系、B系それぞれについて、区間ごとの管種・管径をご提示願えないでしょうか。	No451、454を参照。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答	
456	要求水準書	別紙5					新樋の口浄水場から常盤坂配水池に送られてくる送水管は、緑色の配管との理解で宜しいでしょうか。	緑色の配管がB系となり、他にA系の送水管もあります。後日公表する要求水準書（第1回変更版）別紙5を修正しますのでご確認願います。	
457	要求水準書	別紙8					場外施設監視制御装置は水道管理センターより移設とありますが、移設以外に既存監視装置の改造（本事業外となる既存浄水場の撤去に伴うもの）は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、No361も併せてご確認願います。	
458	基本協定書（案）	2			SPCの設立等	第6条	3項	出資設立会社を変更できる「例外」は、どのような場合を想定されますか（事業再編（会社分割等）により、出資予定外者が別法人となる場合は含まれるでしょうか）。	現時点で具体的な想定はありません。「やむを得ない事情」の有無は個別の事情を踏まえて判断します。
459	基本協定書（案）	2			事業契約	第7条	1項	事業契約書案の内容について、変更の交渉に応じて頂くことはできますでしょうか（現在の案では、事業契約書の形式・内容の変更は一切認めないようにも解されます）。	契約書の内容について交渉を行うことは予定していません。現状の文言を前提にご提案ください。
460	基本協定書（案）	3			準備行為等	第10条	2項	後段の「違約金」は、「損害賠償金」のことでしょうか。	「違約金」は「損害賠償金」の一部です。
461	基本協定書（案）	3	11	(5)				議会に開示する場合は、受注者の事前承諾が必要と考え、前項(4)の対応でお願いしたいと思っております。本条項から削除をお願いします。	原案のとおりとします。
462	基本協定書	3	7	3				募集要項3.3 1)の規定により、建設JVを組むことが必須であり、また甲型・乙型は問わないとされています。本条項では、代表企業と受注者の構成員の間で、設計・建設業務に関して業務分担に関する協定を締結すると規定されていますが、代表企業が建設JVの構成企業であり、乙型建設JVの場合は、共同企業体協定書・第8条に関する協定書を締結することで足りるよう思われますが、この他に別途「業務分担に関する協定書」を締結する必要がありますでしょうか？ また、建設JVが甲型の場合は、「業務分担に関する協定書」としてどのような想定されているか、ご教示ください。	乙型の場合にはご理解のとおりです。甲型の場合には、各企業の分担内容が確認できる合意書を作成してください。
463	基本協定書	3	7	3				本項により締結する「業務の分担に関する協定」は、貴市が用意する一般的な共同企業体協定書を指すという理解でよろしいでしょうか。	No462を参照。
464	基本協定書	3	8	2				「契約金額が当該契約の条項に従い変更できる」の『が』は『を』の誤りと思われま	ご指摘に従って修正いたします。
465	基本協定書	3	8	3				貴市が負担される消費税の変更についてです。両者間の協議を経ることなく、変更するものとするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	基本協定書	3	10	2				本条項の後段に「違約金については、発注者、受注者の両者の協議によって定める」とございますが、当該違約金とは前段の損害賠償の賠償金を指すと考えてよろしいでしょうか？	No460を参照。
467	基本協定書	3	11	1				基本契約書と平仄を合わせて「本事業に関して知り得た」を「本協定に関連して知り得た」にしていだけないでしょうか。	原案のとおりとします。
468	基本協定書（案）	4			秘密保持	第11条	2項 (6)	運転管理業務を委託する「第三者」とは、再委託先という理解で宜しいでしょうか。	発注者が本事業の運転管理業務以外の部分を委託する場合の相手方が「第三者」となりますので、再委託先ではありません。
469	基本協定書（案）	4			秘密保持	第11条	2項 (6)	「本事業に関連する工事」とは、具体的にどのような工事を予定されておりますでしょうか。	現状具体的な想定はありません。
470	基本協定書（案）	4			秘密保持	第11条	2項 (6)	「これらの第三者を選定する手続において」開示する「特定又は不特定の者」とは、どのような企業・団体のことでしょうか。	企業・団体の範囲は特に限定しません。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答	
471	基本協定書	4	11	2	4		「発注者及び受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー」とありますが、「発注者のアドバイザー」は発注者及び受注者両方と守秘義務契約を締結する必要があるという趣旨でしょうか？ また、守秘義務契約を締結した受注者のアドバイザーも、発注者の事前承諾なく情報開示できるとされるのが一般的であり、本事業の基本契約第16条3項4号もそのように規定しているため、「守秘義務契約を締結した受注者のアドバイザー」も、事前承諾不要の開示先に加えていただけませんか？	ご指摘の箇所について「発注者の」を削除します。	
472	基本協定書	4	11	2	6		選定手続きにおいて特定・不特定の第三者に開示するときは、受注者の事前承諾をお願いします。	原案のとおりとします。	
473	基本協定書	4	11	2	6		受注者は本件を受注した事業者を指しますから、「工事の受注者に対して開示するとき」は「工事を受注する第三者に対して開示するとき」の誤りと思われま。	ご指摘に従って修正いたします。	
474	基本協定書(案)					別紙1	出資者保証書 3項	事業再編(会社分割等)により、出資者が別法人となる場合、当該会社に対するSPC株式譲渡をご承諾いただけますでしょうか。	承諾については、個別の事情に従ってその時点で判断します。
475	基本契約書	1	前文					SPCは、運転管理業務の開始前までに設立して「本件承継」すれば宜しいでしょうか？	業務習熟期間までに設立し、本件承継してください。 詳しくは、基本協定書(案)第6条をご確認願います。
476	基本契約書	2	3	1	11			「場外施設の一部」は特定が必要ですが、具体的には要求水準書別紙10記載の場外施設(87施設)を指すとの理解ですが、ご確認下さい。	ご理解のとおりです。
477	基本契約書(案)	2					第6条 2項	募集要項で、運転管理期間は令和8年4月～令和23年3月と記載されておりますが、その前段階の、設計・建設期間の6年間において生じる様々な事情を内容に反映させるべきと考えます。このことから、運転管理業務委託契約の締結時期は、令和7年3月頃(SPC設立の半年前)とすることはできますでしょうか。	原案のとおりとします。
478	基本契約書(案)	3					第8条 2項	着工期限・完工期限は、別紙1のとおりでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
479	基本契約書(案)	3					第9条 2項	事業期間は、別紙1のとおりでよろしいでしょうか。また、更新対象施設の引渡しが遅れた場合の事業期間の終了日は、いつを想定されておりますでしょうか。	事業期間の延長は予定しておりません。
480	基本契約書(案)	4	5					募集要項の18ページにおいては、「構成企業以外からの出資は認めない」とありますが、こちらの記述では新たに出資者を追加することを認めるように読めます。どちらの記述を正を考えればよろしいでしょうか。	第10条第5項は、発注者の同意が得られた場合の規定です。
481	基本契約書	4	10	2	5			質権設定契約の様式をお示しいただけますようお願い致します。	契約締結時にお示しします。
482	基本契約書	4	10	2	5			「対『坑』」を「対抗」に修正ください。	修正します。
483	基本契約書	4	11	1				受注者は連帯して事業者を指導し、運営に協力しなければならぬとございますが、当該受注者にはSPCへ出資をしない者も含まれると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
484	基本契約書(案)	4				第10条	2項 (9)	事業再編(会社分割等)により、出資予定会社が別法人となる場合、当該会社に対するSPC株式譲渡をご同意いただけますでしょうか。	同意をするかは個別の事情に応じてその時点で判断します。
485	基本契約書	6	16	3	6			選定手続きにおいて特定・不特定の第三者に開示するときは、受注者の事前承諾をお願いします。	原案のとおりとします。
486	基本契約書	6	16	3	6			受注者は本件を受注した事業者を指しますから、「工事の受注者に対して開示するとき」は「工事を受注する第三者に対して開示するとき」の誤りと思われま。	ご指摘に従い修正いたします。
487	基本契約書(案)	6	秘密保持義務			第16条	3項 (6)	運転管理業務を委託する「第三者」とは、再委託先という理解でよろしいでしょうか。	No468を参照。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
488	基本契約書(案)	6	秘密保持義務		第16条	3項 (6)	「本事業に関連する工事」とは、具体的にどのような工事を予定されておりますでしょうか。	現状具体的な想定はありません。
489	基本契約書(案)	6	秘密保持義務		第16条	3項 (6)	「これらの第三者を選定する手続において」開示する「特定若しくは不特定の者」とは、どのような企業・団体のことでしょうか。	企業・団体の範囲は特に限定しません。
490	基本契約書	7	18				基本契約の有効期間を定める条項を規定いただけませんか？	原案のとおりとします。
491	設計及び建設工事請負契約書(案)	1	2条	(12)			「法令等の変更」は、「発注者及び受注者の責に帰すことができないもの」であるため、少なくとも、本契約の履行に影響を与える「法令等の変更」は「不可抗力」に含んでいただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
492	設計及び建設工事請負契約書(案)	2	4				事業期間中に予定されている別途発注工事がありましたらご教示ください。	現時点で事業期間中に予定している別途発注工事はありません。
493	設計及び建設工事請負契約書	2	3	2			「工事目的物」と「本施設」は同じと理解して宜しいでしょうか？違う場合は、差異をご教示下さい。	ご理解のとおりです。
494	設計及び建設工事請負契約書(案)	2	関連工事の調整		第4条		「発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事」とは、どのようなものでしょうか。	現状具体的な想定はありません。
495	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	権利義務の譲渡等		第7条	1項	事業再編(会社分割等)により、受注者が別法人となる場合、権利義務を当該会社に承継させることをご承諾いただけますでしょうか。	承諾については、個別の事情に応じてその時点で判断します。
496	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	19	(2)			設備工事において製作期間と工事期間で、監理(主任)技術者を分けて配置することは可能でしょうか。	市ホームページに掲載している「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて(平成28年6月以降)」に記載の内容に応じて可能となります。
497	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	19条				現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者について、資格要件、実績要件は必要ないという理解で宜しいでしょうか。	実績要件は定めておりませんが、資格要件は関係法令に従ってください。なお、ご提案いただく配置技術者の評価は行います。
498	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	19条				主任技術者、専門技術者について、配置期間は、工事期間のみとし、設計期間は含まないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
499	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	第19条				監理(主任)技術者について、設計製作期間と現場施工期間で、別の者を配置しても宜しいでしょうか。	No496、498を参照。
500	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	第19条				現場代理人について、設計製作期間と現場施工期間で、別の者を配置しても宜しいでしょうか。	設計製作期間と現場施工期間で別の者を配置することは認めません。市ホームページに掲載している「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて(平成28年6月以降)」をご参照ください。
501	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	第19条				設計製作期間の監理(主任)技術者については、「専任を要さない」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。市ホームページに掲載している「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて(平成28年6月以降)」をご参照ください。
502	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	第19条				現場代理人の工事現場への常駐について、設計製作期間は「常駐不要」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。市ホームページに掲載している「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて(平成28年6月以降)」をご参照ください。
503	設計及び建設工事請負契約書(案)	8	21				受注者側のやむを得ない事由による変更に関する記載がありません。事故、病气、退職、死亡などの事由による変更は認めていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	やむを得ないと認める場合には、変更を認めます。
504	設計・建設工事請負契約書	11	27	1	1		「募集要項等が一致しないこと」とは、募集要項等に該当する複数の書面(例えば、本契約と要求水準書)に齟齬があるという意味でしょうか。 また、運転管理業務委託契約書(9条1項)にあるように、本契約には書面間の優先順位に関する規定がありませんので、ご見解を伺いたくお願いします。	前段：ご理解のとおりです。 後段：運転管理業務委託契約書の整理と同様の理解です。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答	
505	設計及び建設工事請負契約書	11	27	6			受注者の調査は受注後に行われるため、仮に調査により発見できても第27条1項各号の事実を回避することはできないことからすると、調査の不備で事実を発見できなかった場合に費用が全て受注者負担となるのは合理的でないと考えます。従って、「……受注者の調査に不備があり、これにより当該事実を発見できなかったことにより費用が増加した場合は、当該増加費用分は受注者の負担とする。」としていただけませんか？	原案のとおりとします。	
506	設計及び建設工事請負契約書(案)	12	第31条				「発注者は特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に工期の短縮を請求することができる」とありますが、「協議によるものとする」と変更できませんでしょうか？	原案のとおりとします。	
507	設計及び建設工事請負契約書(案)	12	発注者の請求による工期の短縮			第31条	1項	「特別な理由」は、どのような理由を想定されておりますでしょうか？	現状具体的な想定はありません。例えば、工期短縮以外に取るべき合理的な手段がない場合などが考えられます。
508	設計及び建設工事請負契約書(案)	13	発注者の請求による工期の短縮			第31条	2項	「特別な理由」は、どのような理由を想定されておりますでしょうか？	No507を参照。
509	設計及び建設工事請負契約書(案)	15	38条	4項			発注者が負担する「請負代金額の100分の1を超える額」の意味は、100分の1までは免責で、100分の1を超える部分のみを負担するというのでしょうか？	ご理解のとおりです。	
510	設計及び建設工事請負契約書	16	40				実施方針の別紙2によれば、消費税の変更に關わるリスクは市が負担するとされています。よって、消費税率が引き上げられた場合は、これによる増額分に相当する金額を市にご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
511	設計・建設工事請負契約書	17	42	2			本項の「発注者の責めに帰すべき事由」には、「発注者の都合」も含まれるという理解しておりますが、よろしいでしょうか？	「発注者の責めに帰すべき事由」があると認められる場合には含まれます。	
512	設計・建設工事請負契約書	17	43	1			「特別な理由」がどういったものを意図されるかご教示いただけますでしょうか？	現状具体的な想定はありません。	
513	設計及び建設工事請負契約書(案)	23	52				事業期間中に部分引渡しを実施した場合、維持管理についての所掌は市と考えてよろしいでしょうか。また、維持管理期間開始までの間に部分引渡しを実施した設備に市に起因する不具合が生じた場合、復旧は市の責任で行うと理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、部分引き渡しの時期、条件等については協議により決定します。	
514	設計・建設工事請負契約書	23	52	3			「第1項の規定において準用する第32条第1項・・・」の「第32条第1項」とは、「第45条」の誤りではないでしょうか？	ご指摘に従って修正いたします。	
515	設計・建設工事請負契約書	23	52	3			「第1項の規定において準用する第32条第1項・・・」の「第32条第1項」とは、「第45条」の誤りではないでしょうか？	ご指摘に従って修正いたします。	
516	設計・建設工事請負契約書	24	55	6			本施設の性能保証を負うこととなりますが、この保証が耐用年数のことのみをいっており、2年の瑕疵担保期間後は有償での修補でよいとの理解でよろしいでしょうか？	該当条項に規定されているとおり、保証の内容は耐用年数に限りません。また、性能が未充足の場合には、保証責任として無償で性能充足を達成していただく必要があります。	
517	設計及び建設工事請負契約書(案)	25	56条	2			遅延利息の適用利率は「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」の通り、年2.7%の理解でよろしいでしょうか？	第48条第10項の定義のとおりです。	
518	設計及び建設工事請負契約書(案)	25	公共工事履行保証証券による保証の請求			第58条	1項	「次条各号のいずれか」は、対応するものがないように思われます。ご教示いただきますようお願い致します。	第59条各号を指します。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
519	設計及び建設工事請負契約書	27等	60等				第60, 61, 64条の標題が抜けているため、規定していただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。
520	設計及び建設工事請負契約書	28	64	1			第60条の各号に該当してこの契約が解除された場合は、第62条の違約金（請負代金額の100分の10）と本条の違約金（請負代金額の100分の10（および、実損額がこれを上回る場合はその超過分））の両方が課されることになってしまうため、違約金をいづれかにしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
521	設計及び建設工事請負契約書	31	70				別添される予定の仲裁合意書のご提示をお願い致します。	契約締結時にお示しします。
522	設計及び建設工事請負契約書（案）	31	秘密保持			第71条	秘密保持の条件は、基本協定等と同じにすることはできますでしょうか。	原案のとおりとします。
523	設計及び建設工事請負契約書（案）	34	別紙2				各会計年度の支払限度額が設定されると思いますが、現時点での限度額が分かればご教示願います。	No205を参照。
524	設計及び建設工事請負契約書（案）	34	別紙2				各年度での支払限度額は決定しているのでしょうか。	No205を参照。
525	運転管理業務委託契約書（案）	1	樋の口浄水場建設事業運転管理業務委託契約書（案）				募集要項で、運転管理期間は令和8年4月～令和23年3月と記載されておりますが、その前段階の、設計・建設期間の6年間に於いて生じる様々な事情を内容に反映させるべきと考えます。このことから、運転管理業務委託契約の締結日は、令和2年3月よりも後（例：令和7年3月頃）にすることは可能でしょうか。	契約の締結は現状予定しているとおおり、基本契約と同時期です。
526	運転管理業務委託契約書	3	第1条	2			契約保証の措置を講じる時期は、運転開始時期（令和8年4月）前のSPCの設立時期との理解でよろしいでしょうか。（SPC名義で保険契約を締結するため） また、(5)の履行保証保険契約を選択した場合、契約後直ちに発注者に保険証券を寄託するとありますが、保険会社としては7年後（令和8年）に発効する保険契約は無理との回答でした。また、SPC名義で保険締結することも加味し、前述の時期に提出することで承いただけませんか。	ご質問の内容を踏まえ運転管理業務委託契約書を修正します。
527	運転管理業務委託契約書	3	第1条	2			(4)もしくは(5)を選択した場合、保険会社は15年間という長期契約は無理との回答でした(5年間程度)。 仮に可能としても、業務委託料総額の1/10を15年間保険付保すると、保険料がかなりの額になります。従いまして毎年、当該年の運転管理業務分(ほぼ委託料総額の1/15)を1年ずつかけた方が受注者・発注者双方とも費用削減になります。以下の運用をご了承いただけませんか。	ご質問の内容を踏まえ運転管理業務委託契約書を修正します。
528	運転管理業務委託契約書	4	3	3			「発注者が締結する住民協定等」とありますが、既にこれに該当する協定等が締結されていたり、または締結が予定され若しくは検討されている場合は、その内容をご開示下さい。	特にありません。
529	運転管理業務委託契約書	4	4	2			原水の水質で「要求水準書等に定められている範囲」とあるのは、具体的に要求水準書等のどこに記載されているものを指すか、ご教示下さい	原水水質は事業者の想定、提案によるものとします。これを、要求水準書に定められている範囲と読み替えてください。
530	運転管理業務委託契約書（案）	4	受注者の義務			第3条 3項	本件に関する住民協定は、どのようなものがありますでしょうか。	No528を参照。
531	運転管理業務委託契約書（案）	4	第3条	3			発注者が締結する住民協定がある場合、とありますが、既に締結された協定や、今後締結する予定がある協定がございましたら、ご教示ください。	No528を参照。
532	運転管理業務委託契約書	5	4	3			「前条3項に規定するものを除く」とありますが、第3条第3項と本条項の区分は、別紙1の「住民対応」欄の記載によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
533	運転管理業務委託契約書	5	4	3			別紙1のリスク分担から、本事業に対する住民からの苦情等は発注者が、そのうちの本業務に対するものは受注者が対応することとされるため、「発注者の要求に起因する」は削除いただくようお願いします。	原案のとおりとします。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
534	運転管理業務委託契約書(案)	6	第12条	2			発注者が受注者に無償で使用させる事務室とは、受注者が新たに設計、建設するものであり、その仕様等は受注者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
535	運転管理業務委託契約書(案)	7	第16条	3			変動費の算出に用いる実績浄水量とは、具体的にどの水量で、貴組合が測定するものでしょうか。	実績浄水量は、常盤坂配水池に送水する水量と水道管理センターで使用する水量の合計値です。なお、水量の測定は事業者が行います。 上記、実績浄水量の定義について、運転管理業務委託契約書(案)に追記します。
536	運転管理業務委託契約書(案)	7	第16条				サービス対価の支払いは四半期毎となっておりますが、サービス対価は月払いが基本となる人件費や電力費の占める割合が高くなります。よって、サービス対価の支払いを毎月払いに変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
537	運転管理業務委託契約書(案)	7	第16条	3			サービス対価のうち、薬品費、電気従量料金については、変動費として単価を実績浄水量に乘じた額が支払われることとなっております。しかし、これら変動費は浄水量に完全に比例する訳ではないため、最低浄水量、最高浄水量を定め、その範囲を超えた場合は設定単価の見直しができるようにしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
538	運転管理業務委託契約書(案)	7	第16条	3			変動費を見積もるためには、毎年の浄水量(送水量)の予測値が必要となりますので、ご教示ください。	計画一日平均給水量及び計画一日平均送水量をもとに変動費を算定してください。
539	運転管理業務委託契約書	7	16	1			固定費とは、変動費で計上する費用以外すべてが固定費という理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
540	運転管理業務委託契約書	7	16	1			固定費で負担する電気基本料金が変更された場合は、対価の見直しがあるとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
541	運転管理業務委託契約書	7	16	1			固定費で負担する修繕費及び更新費が平準化されるため、維持管理開始後に修繕計画が変更(修繕内容及び修繕時期の変更)された場合でも、修繕費及び更新費の変更や清算は実施されないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、原則として修繕費及び更新費は事業者の負担です。
542	運転管理業務委託契約書	9	25				「要求水準書等に定める供給水量」は、具体的に要求水準書等のどこに記載されているものを指すか、ご教示下さい。	計画浄水量、計画一日最大給水量等です。
543	運転管理業務委託契約書	12	35	3			本施設の瑕疵については、運転管理業務を行うためのSPCは建設物の瑕疵について責任を負うことはできないため、「並びに……場合には、」は削除いただけますようお願い致します。「設計及び建設工事請負契約」第55条に瑕疵担保責任の詳細な規定がございますので、こちらをお使いいただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。
544	運転管理業務委託契約書(案)	12	セルフモニタリング		第37条	3項	第37条4項により、セルフモニタリングを第三者に委託する場合も、モニタリングメンバーの組織は必要でしょうか。	モニタリングメンバーの組織は必要です。
545	運転管理業務委託契約書(案)	12	第36条	3			「水道浄水施設管理技士1級の資格を有する者をモニタリングメンバーとして組織しなければならない」とあるが、その資格者は構成企業から選抜せず、その資格を有する者であればよいという認識でよいか(外部委託は可能か)。	ご理解のとおりです。
546	運転管理業務委託契約書	12	第39条				発注者受注者双方の責によるべき場合や、発注者受注者双方とも責にない場合、いずれの責に帰すべき事由によるか不明な場合には、発注者及び受注者で協議されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
547	運転管理業務委託契約書	13	40	3			業務委託料の100分の10に相当する金額を違約金とするとありますが、当該年度の業務委託費の100分の10として頂くか、経過した業務年数の残りの業務委託費の100分の10として頂きたくお願いします。	原案のとおりとします。
548	運転管理業務委託契約書	13	第40条				発注者受注者双方の責によるべき場合や、発注者受注者双方とも責にない場合、いずれの責に帰すべき事由によるか不明な場合には、発注者及び受注者で協議されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
549	運転管理業務委託契約書	14	43	2			「これ以外の場合」の「これ」は、自己の義務が法令等に違反する場合を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
550	運転管理業務委託契約書(案)	14	本業務終了に伴う業務引継		第47条	2項	「発注者の指定する者」に対する技術指導は、本件とは別に有償での対応とする、という理解でよろしいでしょうか。	技術指導は事業者の責任で行って下さい。
551	運転管理業務委託契約書	15	48	1			貴市が尚書きによる任意解除をした場合、40条3項に基づく違約金や損害賠償が生じず、また、受注者が被った損害を貴市に賠償いただけるという理解でおります。よろしいでしょうか。	第48条第1項各号の事由がない限りにおいては、ご理解のとおりです。
552	運転管理業務委託契約書	15	48	1	(1)		モニタリングの対象となっている事項については、別紙2の2(8)で解除の手続きが規定されているため、第48条1項の規定で解除可能であるとモニタリングの規定の意味がなくなってしまいます。このため、モニタリングの対象事項に起因する解除は別紙2の2(8)が優先して適用されるとの理解ですが、ご確認下さい。	ご理解のとおりです。
553	運転管理業務委託契約書(案)	15	契約の解除		第48条	1項	(5) 「連続する4回の四半期を越えて」とありますが、具体的にどのようなケース、期間を想定されておりますでしょうか。	文言で定めるとおりです。
554	運転管理業務委託契約書(案)	16	第49条				委託終了時の施設確認の結果、相違があった場合について、「通常の使用による損耗」には経年劣化も含まれると考えてよろしいでしょうか。また、通常の使用とそうでない使用を区別する判断基準をご教示ください。	前段：ご理解のとおりです。 後段：現状具体的な判断基準はありませんが、適用関係が問題になった場合には相互に協議します。
555	運転管理業務委託契約書	16	48	2	(1)		「正当な事由なく」につき、34条の支払留保に基づく場合のように「本契約に定めがある場合を除き」に変更いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
556	運転管理業務委託契約書	17	55	1			「第三者『を』」対象とした水道賠償責任保険」の誤記のように思われます。	ご指摘に従い修正します。
557	運転管理業務委託契約書(案)	17	権利義務の譲渡禁止		第52条		事業再編(会社分割等)により、受注者が別法人となる場合、当該会社に対する権利義務の譲渡・承継をご承諾いただけますでしょうか。	承諾については、個別の事情に従ってその時点で判断します。
558	運転管理業務委託契約書(案)	19	秘密保持		第62条		秘密保持の条件は、基本協定等と同じにすることはできますでしょうか。	原案のとおりとします。
559	運転管理業務委託契約書	23	別紙1	調査・設計、建設			本契約ではなく、設計・建設工事請負契約書の範疇として補正してはいかがでしょうか。	ご指摘に従い修正します。
560	運転管理業務委託契約書		別紙1	運転管理・施設瑕疵			瑕疵担保期間によってリスク負担先が異なります。この点、委託期間終了後に關する瑕疵担保の規定(51条)はございますが、委託期間中に行った更新・修繕に關する瑕疵担保期間の規定がございません。委託期間中の更新・修繕の瑕疵担保期間も51条と同様に当該作業後1年と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
561	運転管理業務委託契約書		別紙2	本業務に関するモニタリング及び改善要求措置等3(3)			「3サービス対価の減額等(3)サービスの対価の減額又は留保」に記載されている「3か月分」とは、第16条と同じく、四半期と理解してよろしいでしょうか。 例えば、減額ポイントは、4月、5月、6月の3か月で計算され、四半期を跨いだ6月、7月、8月の3か月では計算されないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
562	運転管理業務委託契約書(案)		別紙2	2項 改善要求措置		(7)	「本業務の実施を担う者の変更」とは、「受注者で本件を担当している作業者の変更」のことでしょうか。	個別案件に応じてその時点で判断します。
563	運転管理業務委託契約書(案)		別紙1				リスク分担表 1/4 共通 制度関連 法制度の負担者が事業者指定されていますが、内容によるものと捉え、その都度、甲乙協議の上、対応すると解釈でよろしいでしょうか。	リスク分担については別紙記載のとおりです。必要に応じ協議すること自体は否定しません。
564	運転管理業務委託契約書(案)		別紙1	リスク分担表			運転管理業務委託契約書(案)に添付されている別紙1のリスク分担は、設計及び建設工事請負契約にも適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	No559を参照。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
565	運転管理業務委託契約書(案)	別紙1	リスク分担保表 2/4				不可抗力リスクに対する脚注2に「一定割合を超える費用負担は市、それ以外は事業者が負担する。」とあります。不可抗力リスクは全て市が負担すべき性格のものと考えますが、一定割合とは具体的にどの程度であるか、ご教示ください。	不可抗力に関する契約の規定に定めるとおりです。
566	運転管理業務委託契約書(案)	別紙1	リスク分担保表 3/4				施設損傷リスクに対する脚注5に「一定割合を超える費用負担は市、それ以外は事業者が負担する。」とあります。不可抗力による施設損傷リスクは全て市が負担すべき性格のものと考えますが、一定割合とは具体的にどの程度であるか、ご教示ください。	不可抗力に関する契約の規定に定めるとおりです。
567	運転管理業務委託契約書(案)	別紙1	リスク分担保表 4/4				リスク内容に「原水の急変」がありますが、急変の定義として、要求水準書p31～36および参考資料に記載のある、原水水質実績の範囲を超えた場合と理解してよいでしょうか。	予期しない事由により原水の水質が急激に変化し、施設の処理能力を超えた場合とご理解ください。
568	運転管理業務委託契約書(案)	別紙1	リスク分担保表 2/4				一定の割合を超える費用負担や物価変動とありますが、一定の割合についての考え方をご教示ください。	契約の規定及び別紙4に定めるとおりです。
569	運転管理業務委託契約書	別紙1	リスク分担保表 4/4				リスクの種類の欄に「性能」が2カ所記載されています。上段の性能は、具体的リスク内容が記載されていますが、下段の性能は記載されていません。下段の「性能」は、「各設備の機能低下」を言っているのでしょうか。	要求水準書で求める性能が発揮されないことを指します。
570	運転管理業務委託契約書(案)	別紙4					「物価の変動及び賃金変動等に対する措置」に電気料金および燃料費に対する算出方法がありませんが、「2 上記以外の変化に対する見直し」の「その他の費用」に該当するとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
571	運転管理業務委託契約書(案)	別紙4					サービス対価の改定において、電力費の改定が定められておりませんが、「その他の費用」として改定を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
572	運転管理業務委託契約書	別紙4					委託料改定にあたって、以下のような詳細な確認事項は、受注者との協議で決定されるという理解でよろしいでしょうか。 ①見直しは毎年あるとの理解でよろしいですか ②①の場合、その見直し時期は、第1回目と同様に毎年、前年度末に行いますか ③見直し時に採用される指標は、見直し時の最新の月度の指数ですか、それともその月を起算とする年度平均値ですか ④③に関連して「人件費」は賞与等で月度変動が激しいですが、月度で比較されるのでしょうか ⑤「消費者物価指数」は5年ごとに基準(現在2015年基準)が改定されますが、改定された場合に従来基準の指標の修正はどのように行いますか ⑥変動率の有効数字は何位まで採用されますか	見直しは毎年行うものとしますが、サービス対価改定の有無については別紙4に記載のとおりです。
573	事業者選定基準	1	3.	3.2			提案価格を確認した後、基礎審査及び評価点審査により審査を行うとありますが、技術評価を正確に行うため、選定委員会による審査においては、先に技術評価点を算出した後に、価格評価点を算出し、最終的に総合評価点の算定を行うといった2段階方式を採用(技術評価の際に各グループの価格が分からないように)していただけないでしょうか。	事業者選定基準のとおりとします。
574	事業者選定基準	3	4	4.2	2)	(2)	最低制限価格は公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	No25を参照
575	事業者選定基準	6	5	5.2	表5-1		2.更新整備に関する事項のうち、2-2,2-3,2-4の提案範囲には工事施工中の提案は含まれるのでしょうか、ご教示下さい。	事業者提案とします。
576	事業者選定基準						別表(技術評価審査の配点及び評価内容) 1. 3. ①資格・実績「設計、建設…実績を評価する」とありますが、それに対応する技術提案書様式が見当たりません。どの様式にどのように記載すればいいかご教示ください。	様式を追加します。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
577	事業者選定基準						別表（技術評価審査の配点及び評価内容） 4. 3. ①アセットマネジメント「設計、建設…具体的な提案を評価する」とありますが、それに対応する技術提案書様式が見当たりません。どの様式にどのように記載すればいいかご教授ください。	様式を追加します。
578	事業者選定基準						別表（技術評価審査の配点及び評価内容） 4. 3. ①アセットマネジメント「設計、建設…具体的な提案を評価する」とありますが、どのような提案をご所望か不明。	今後、本事業の対象施設である水道施設を管理していく視点から、ご提案ください。
579	事業者選定基準	別表	1. ~ 4.				各審査項目に対する配点の小計が記載されていますが、小項目毎の配点をご提示願えないでしょうか。	非公表とします。
580	事業者選定基準	別表	1				・設計、建設、運転管理の実施体制と業務に従事する責任者等の資格及び実績を評価する。とあります。 「業務に従事する責任者の資格・実績」について、法人の資格、実績を記入する様式はある（様式IV-2③など）が、個人についてはありません。個人について、記載する必要はありますか？	No576、577を参照。
581	事業者選定基準	別表	1				・施設整備期間や運転管理期間における業務従事者の能力の維持向上のための事業者内における継続教育、技術継承、安全管理等に関する有効かつ具体的な提案を評価する。とあります。 ここでいう業務従事者とは、SPCで運転管理の業務に従事する担当者と考えてよろしいでしょうか？また、様式には、これらを記載することが明示されたものはないように見受けられます。新たに様式を作成して、この評価項目に焦点を当てたものを作成してよろしいでしょうか？	前段：事業期間内に業務に従事するすべての担当者をご理解ください。 後段：様式を追加します。
582	提出書類作成要領及び様式集	2	1.	1.4		ウ	「水道技術管理者の資格を有する者が2名以上在籍することを証明する書類の写し」とあるが、この2名は、本事業に配置する者以外でも良いという認識でよろしいでしょうか。	2名の内1名は、受託水道技術管理者として配置予定の者としてします。
583	提出書類作成要領及び様式集	4	2.	2.4			施設図面集について、「A3版見開き製本」とありますが、A3版の2孔ファイルでの提出も可としていただけないでしょうか。	A3版2孔ファイル（片面印刷）とします。「提出書類作成要領及び様式集」を修正します。
584	提出書類作成要領及び様式集	5	3. 4.				様式集について、字体の大きさは10.5ポイントを基本とありますが、読みやすさに配慮するため、項目（段落）毎に文字サイズを変えても宜しいでしょうか。 また、各様式の文字フォント、枠や文字の色については、任意との理解で宜しいでしょうか。	10.5ptを下限とご理解ください。なお、図や表はこの限りではありませんが、読みやすさに配慮してください。 フォント、色の指定はありませんが汎用ソフトでの表現に制限のない仕様を求めます。
585	提出書類作成要領及び様式集	6	3.	3.3	1)	(3)	A3版の用紙を使用した場合のページ数制限に対するカウント方法をご教えてください。 例：A3版はA4の2ページとしてカウントする等	A3は1ページとします。
586	提出書類作成要領及び様式集	8	3.	3.3	2)		（技術提案書、事業提案書及び施設計画図面集）の表内の規格の部分について、「(10)～(14)を合冊製本」とありますが、これは(10)～(13)の誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。 提出書類作成要領及び様式集を修正します。
587	提出書類作成要領及び様式集	8	3.	3.3	2)		15部については、「社名等を特定できる表現を全て削除」とありますが、削除すべき社名とは、構成企業の社名のみであり、メーカー名や地元活用などの社名は削除不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
588	提出書類作成要領及び様式集	8	3.	3.3	2)		全てのページに通しのページ番号とありますが、提出書類(1)～(16)で通し番号でしょうか。それとも分冊ごとに通し番号の解釈でしょうか。	いずれでも可とします。
589	提出書類作成要領及び様式集	8	3.	3.3	2)		実際に提案書をまとめる際に新たに気づく質問事項について、まとめ方について等の事務的な質問は質問期間以外でも問題ないでしょうか。	提案書の評価等に係る事項以外の事務的な質問の受付は、個別の案件毎に判断します。なお、質問内容により、広く公表する必要がある場合は市ホームページに掲載します。
590	提出書類作成要領及び様式集	9	4.				字体の大きさについて、10.5ポイントとありますが、図表中の文字については、その限りではないという理解でよろしいでしょうか。	No584を参照
591	提出書類作成要領及び様式集	10	様式 I	1			添付資料として「会社概要」「営業経歴書」とありますが、何が記載されていればいいかご教授ください。	会社の事業形態等がわかる内容を任意で記載下さい。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目				質問内容	回答
592	提出書類作成要領及び様式集	10	様式 I	1			添付資料として「弘前市の令和元年度…に登録されていることを証明する書類の写し」とありますが、弘前市HPに掲載されている、「令和元年度競争入札参加資格者名簿」の提出で宜しいでしょうか。	令和元年度（平成31年度）競争入札参加資格者名簿もしくは、市より通知された証明書の写しの提出となります。
593	提出書類作成要領及び様式集	47	様式 III	18			省エネ効果試算結果とは、既存施設の運転管理と比較した際に、想定される効果を記載するのでしょうか。	事業者提案とします。
594	提出書類作成要領及び様式集	49	4.	様式III-20	4.		「浄化槽維持管理計画」に「新種の口浄水場のみ」とあるが、場外施設の浄化槽管理（岩木中央配水場）については提案してなくても良いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
595	提出書類作成要領及び様式集	73	様式 IV	7	1.	イ	弘前市内業者への発注額について評価することとありますが、評価の対象となるのは1次下請業者までとの理解でよろしいでしょうか。また、下請けではなく構成員として市内業者が参画した場合の評価方法をご教授ください。	前段：1次下請業者だけでなく、全ての下請業者を評価対象としますので、ご提案ください。 後段：具体的な評価方法の回答は控させていただきます。
596	様式集	74					様式IV-8にてセルフモニタリングを記載することを示されております。一方で、セルフモニタリングはモニタリング計画の一環であると考えます。実施方針の回答では、「募集公告公表時にモニタリング概要について示す」と示されておりましたが、委託契約書（案）の別紙2にモニタリング及び是正措置などが示されているだけです。これらからセルフモニタリングの時期などについては、民間事業者側で提案するという考えで良いでしょうか？	委託契約書（案）の別紙2で示した発注者が行うモニタリングを踏まえ、セルフモニタリングについてご提案ください。
597	様式集	74					様式IV-8にてセルフモニタリングを記載することを示されておりますが、建設時におけるモニタリングについての具体（減点など）が示されておられません。建設時における市側のモニタリングは実施されないとの理解で宜しいでしょうか？併せて建設時におけるセルフモニタリング不足が発生した場合、管理技術者に対する是正措置はあるもの、ペナルティーなどの措置は行われぬとの理解で宜しいでしょうか？	前段：市側のモニタリングは実施します。 後段：個別の事案を勘案して判断しますが、セルフモニタリング不足も契約不履行と判断する場合があります。
598	提出書類作成要領及び様式集	75	様式 IV-9	①			※1「様式IV-4③と整合性が」とありますが、「様式IV-6③と整合性が」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「提出書類作成要領及び様式集」を修正します。
599	提出書類作成要領及び様式集	75	様式 IV-9	①			「長期収支計画」は収支計画と資金計画を記載する内容となっており、SPC設立期間の15年間について記載すると考えますが、宜しいでしょうか。	運転管理業務委託期間の15年について記載してください。
600	提出書類作成要領及び様式集						様式IV-3など、いくつかの様式について、ページ数の制限が記載されていません。これらの記載が無い様式については、ページ制限無しと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
601	提出書類作成要領及び様式集		様式 IV				費用計画の書類が3種類あります（様式IV-4、IV-5、IV-6）。そのうち1つ（IV-4②）は積算根拠を添付資料との指示がありますが、残り（IV-5②、IV-6②、IV-6③）はそうした指示がありません。添付資料とするか、提案書本体の一部とするかは、指示通りと考えてよろしいでしょうか？ 例）様式IV-4 ② 様式IV-4 ①に記載して頂いた金額の積算根拠（設備、施設の諸元、数量、単価等が分かる内訳明細書）を添付資料に添付して下さい。	ご理解のとおりです。
602	その他						建設企業における配置予定技術者の要件は特段設定されておりませんが、工種毎に1名配置すれば宜しいでしょうか。また、同一の工種を複数で行う場合は1名の配置でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
603	その他						建設企業における配置予定技術者の配置期間は設計業務完了後、建設工事の着手時からでよろしいでしょうか。	No498を参照。

募集要項等に関する質問への回答書

質問番号	添付書類名	頁	質問項目	質問内容	回答
604	その他			工場製作を含む工種では、工場製作期間と現場施工期間の技術者を分けて配置してよろしいでしょうか。また、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」に従い工場製作期間の技術者には専任を求めないとの理解でよろしいでしょうか。	No499、500、501、502を参照。
605	その他			今回質問に対する市からの回答に対し、再質問の機会を与えてくださいますよう、お願いいたします。	No31を参照。
606	その他			工事中の建設目的物の性能確認のために使用する水は、既設樋の口浄水場から無償で供給いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No195を参照。
607	その他			実施方針のご回答No.146では、建設JVの構成比率について、「青森県建設工事共同企業体取扱要領」遵守となっておりますが、甲型JVにのみ適用という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
608	その他			「青森県建設工事共同企業体取扱要領」では、乙型JVでは設計企業などの比率が上記要領を満たさない場合がありますので、適用されないと理解して宜しいでしょうか。	乙型JVに構成比率は適用されないものと理解します。 甲型JVにおける設計企業の構成比率については、青森県建設工事共同企業体取扱要領（以下、「要領」という。）の構成比率によらず「任意」としても良いこととしますが、設計企業以外の企業については、要領に従い構成比率を設定してください。
609	その他			JV比率について、乙型JVの場合、一部（土建、機械、電気）において甲型JVが含まれる場合は、その部分について「青森県建設工事共同企業体取扱要領」要領を遵守するという理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
610	その他			応募グループに含める弘前市内に本社又は本店を置く建設企業について、1社よりも2社以上の場合では、評価点に差が出るのでしょうか？	具体的な採点条件の回答は控えさせていただきます。事業者選定基準をご理解いただきご提案ください。
611	その他			応募グループに含める弘前市内に本社又は本店を置く建設企業について、土木、建築、電気それぞれの地元企業が参画する方が、加点の対象となりますか。	具体的な採点条件の回答は控えさせていただきます。事業者選定基準をご理解いただきご提案ください。
612	その他			今回の質問に対する回答について再度確認できる機会をご設定いただけるようご検討ください。お願いいたします。	No31を参照。